

【論説】

罰金刑と労役場留置をめぐる問題点

岡本裕明・神谷竜光・進藤広人・杉山博亮・山中純子*

概要

序 章 はじめに

第 1 章 罰金刑

第 1 自由刑の長所と短所

第 2 罰金刑の長所と短所

第 2 章 罰金の徴収・執行

第 1 罰金の徴収・執行の実情

第 2 罰金の執行に関する統計的な状況

第 3 章 労役場留置

第 1 労役場留置の性質

第 2 労役場留置の運用

第 3 労役場留置の問題点

第 4 章 外国法

第 1 ドイツ法

第 2 欧州各国の日数罰金制とその執行に関する紹介

終 章 労役場留置に関する提言

第 1 労役場留置に関する分析のまとめ

第 2 労役場留置者に関する場合分け

第 3 拘禁刑改正と作業報奨金のあり方

第 4 存在するが実質的に廃止されている労役場留置へ

* 「刑事司法について考える法律家の会」(<http://lgcj.tokyo/>) のメンバーによる。

概要

本稿では、自由刑の拘禁刑への改正があってもそのまま現行法が維持された労役場留置について、第1章にて、自由刑との比較でみる罰金刑の長所と短所を確認した後、第2章において、罰金の徴収・執行という実態調査を示す。特に、罰金の徴収・執行と労役場留置に関する動向については、平成25年までは公刊物で示されているが、その後、10年近く更新がされていないようにみえるため、その点を補充する。その上で、第3章において、労役場留置の法的な性質、運用、問題点を分析する。第4章で、諸外国における罰金及び罰金の不払いに対する執行確保手段に関して、2023年に改正がなされたばかりのドイツ法と、ドイツ以外のヨーロッパ諸国に関する調査を行ったレポートを紹介する。これらを踏まえ、終章において、労役場留置に関する提言を行う。

序章 はじめに

自由刑は、刑法典制定から長らく懲役刑と禁錮刑のまま改正はなかった。それが、改正され、拘禁刑に統一された。これにより、「懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。」（刑法12条2項）との義務的な作業が、「拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。」（改正刑法12条3項）というように、改善更生の目的に沿った必要な作業を行わせることができると規定に改正された。

このように自由刑に関する大きな改正がされながら取り残された刑罰規定としては、労役場留置が挙げられる¹。

労役場留置は、刑法18条にて、罰金が払えない場合について、規定されている。しかし、以下のように、刑法で定められているのは留置する期間についてのみであって、「労役」に従事させることを規定した条項にはなっていない。

¹ 法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会第18回において、太田委員からの問題提起がなされたものの、全く議論がされなかった（同会議事録8頁）。太田委員からは、①そもそも作業を科す根拠規定が刑法にはなく、労役というやや古めかしい用語を刷新して刑法に定めることが望ましいこと、②出所後の再犯防止や社会復帰に向けた処遇を行う必要性が認められないわけではないことが指摘されていた（同会議事録9頁）。

刑法 18 条

- 1 罰金を完納することができない者は、一日以上二年以下の期間、労役場に留置する。
- 2 科料を完納することができない者は、一日以上三十日以下の期間、労役場に留置する。
- 3 罰金を併科した場合又は罰金と科料とを併科した場合における留置の期間は、三年を超えることができない。科料を併科した場合における留置の期間は、六十日を超えることができない。
- 4 罰金又は科料の言渡しをするときは、その言渡しとともに、罰金又は科料を完納することができない場合における留置の期間を定めて言い渡さなければならない。
- 5 罰金については裁判が確定した後三十日以内、科料については裁判が確定した後十日以内は、本人の承諾がなければ留置の執行をすることができない。
- 6 罰金又は科料の一部を納付した者についての留置の日数は、その残額を留置一日の割合に相当する金額で除して得た日数（その日数に一日未満の端数を生じるときは、これを一日とする。）とする。

労役場留置の執行等に関して定めている刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、「刑事収容施設法」という。）287条1項で「労役場…は、…法務大臣が指定する刑事施設に附置する。」として、刑事施設には留置しないと定めた上で²、同法288条（現行法³）が「労役場に留置されている者（以下「労役場留置者」という。）の処遇については、その性質に反しない限り、前編第二章中の懲役受刑者に関する規定を準用する。」と定めるだけで、その実質については規定がない。逐条解説刑事収容施設法で、「労役場留置は、（自由刑とは異なるものであるが）罰金・科料を完納することができない者を強制的

² 林眞琴ほか著『逐条解説刑事収容施設法第3版』（以下「逐条解説刑事収容施設法」という。）930頁（有斐閣、2017年）。

³ なお、拘禁刑の施行後は、刑事収容施設法288条は次のように改正される。

- 1 労役場に留置されている者（以下「労役場留置者」という。）に行わせる作業は、労役場留置者ごとに、当該労役場が附置された刑事施設の長が指定する。
- 2 労役場が附置された刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、一日の作業時間及び作業を行わない日进行を定める。
- 3 前二項に定めるもののほか、労役場留置者の処遇については、その性質に反しない限り、前編第二章中の受刑者に関する規定を準用する。この場合において、第七十四条第二項第九号中「第九十三条に規定する作業を怠り、又は第八十六条第一項各号、第百三条若しくは第百四条に規定する指導を拒んではならない」とあるのは、「第二百八十八条第一項に規定する作業を怠ってはならない」と読み替えるものとする。

に労役場に留置することで自由を剥奪するという意味では、自由刑の性格も有しているといえるし、また、強制的に労役に服させるという点で、懲役刑と類似するが、「労役場留置は、本質的に、財産刑の特別な執行方法にほかならず、その処遇には、受刑者処遇のような目的はない（財産刑の効果を全うすることができれば足りる）から、改善更生の意欲の喚起などの目的を達成するために規定されているものは、労役場留置の性質に反するものとして、準用されないというべきである。」⁴と説明されているのにとどまる。

そして、労役場留置の処遇の実態は、労役場留置者は改善更生からは切り離され、刑事施設に附置すると定められている関係上、「懲役受刑者などとは別に収容されている居室内におきまして、単純作業に従事させるのが一般的であり、また、このような作業のほか、運動や入浴などについても、懲役受刑者などとは別に行っているのが通例」となっている⁵。この作業に作業報奨金は支払われるものの⁶、懲役受刑者とは大幅に異なった単純な作業に従事させられており、「労役場留置者の作業によって得られる収入とその執行に係る費用を比較すれば、その収入が極端に小さいことから、労役場留置の期間が長くなればなるほど、国の負担が増えることとなる」⁷。

このように、労役場留置については、法的根拠が明確でなく、拘禁刑とは異なり改善更生に向けられていないことの妥当性、刑事司法の執行にかかるコストとしても負担が大きという法経済学的な観点、さらには単純作業に従事させて「財産刑の特別な執行方法」としてどのような意味があるのかという刑罰の意義の側面からも、検討が行われるべきものといえる。

さらに、労役場留置における問題点は作業が単純作業に限定されており⁸、労役場留置者の作業による収入と執行費用とが大きく釣り合わないことによること、この問題点は、一面では受刑者の作業全般に関連した問題点ともいえる。そもそも被収容者の「作業の実施による収入は、国庫に帰属する。」（刑事収容施設法97条）という国庫帰属主義が採用され、受刑者（ないし労役場留置者）は、作業をすることで作業報奨金を得られることになるが（刑事収容施設法98条）、この金額は1時間当たり7.80円から56.00円と極めて些少であ

⁴ 林・前掲注(2)936頁。

⁵ 法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会第24回会議議事録22頁小玉幹事発言。

⁶ 林・前掲注(2)937頁。

⁷ 永田憲史「労役場留置の現状と課題」法時87巻7号31頁。

⁸ 筆者らが刑務所見学で見学した際にも、紙折りのような極めて単純な作業に従事させられていた。

る⁹。作業報奨金は「作業を奨励して受刑者の勤労意欲を高めるとともに受刑者の釈放後の当座の生活費等に充てる資金を確保すること等を通じて、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資することを目的とする」¹⁰ため、判例上、差押禁止債権とされているものの（最三小決令和 4 年 8 月 1 6 日民集 7 6 卷 6 号 1 2 7 1 頁）、このような極めて些少な金額では、そもそも被害弁償に充てることなども容易ではなく、被害者に対する金銭的な被害回復をいかに行うかという問題は付いて回る¹¹。さらには、出所後の「当座の生活資金を確保し、所持金がないために再犯に及ぶという事態を防止する意味合いも認められ」¹²るとされるものの、必ずしも十分とはいえない難いであろう¹³。とはいえ、受刑者の就業に対する給付に関して、それを貸金制にするというのも直ちには採用し難いであろう¹⁴。さらに、拘禁刑改正との関係についても考える必要がある。

そこで、以下では、罰金刑に関連した労役場留置の制度を概観し、外国法を参照しながら、労役場留置の問題点を明らかにする。その中で、作業報奨金についても、最後に若干触れる。

第 1 章 罰金刑

第 1 自由刑の長所と短所

1. 死刑・身体刑から自由刑へ

まず、労役場留置の前提となる罰金刑について検討するにあたって、現行法

⁹ 作業報奨金に関する訓令別表 1 作業報奨金基準額表

(<https://www.moj.go.jp/content/001364483.pdf>) (最終閲覧 2025 年 1 月 11 日) 参照。

¹⁰ 最三小決令和 4 年 8 月 16 日民集 76 卷 6 号 1271 頁。

¹¹ 判タ 1504 号 33 頁匿名解説においても、「作業報奨金の金額はわずかであって（令和 3 年度の受刑者一人当たりの平均支給計算額は月額 4516 円であったとされる。）、これを差し押さえても実効的な被害回復は期待し難く、被害者保護の観点から特に差押えを認めるべきであるということも困難である。」と述べられている。なお、犯罪被害者給付法はあるものの、そこでいう「犯罪被害」は限定的で、その金額は被害回復に十分とはいえない（2025 年 1 月 9 日現在、法改正が目指されている。）。

¹² 林・前掲注(2)482 頁。

¹³ 令和元年度は一人 1 か月当たり平均 4,260 円で、出所時に支給された作業報奨金の額は 5 万円を超えるものが 37.0%、1 万円以下の者が 14.6%ということである（令和 2 年版 犯罪白書 第 2 編/第 4 章/第 3 節/2、

https://hakusy01.moj.go.jp/jp/67/nfm/n67_2_2_4_3_2.html）（最終閲覧 2025 年 1 月 11 日）。令和 4 年度の統計では、5 万円を超える者が 35%超で、1 万円以下の者が、18.8%である（令和 5 年版 犯罪白書 第 2 編/第 4 章/第 3 節/2、https://hakusy01.moj.go.jp/jp/70/nfm/n70_2_2_4_3_2.html）（最終閲覧 2025 年 1 月 11 日）。

¹⁴ 林・前掲注(2)483 頁。

において刑罰の中心となっている、自由刑について考えたい。

自由刑、すなわち拘禁刑は、古代及び中世においては、刑罰としてはほとんど用いられていなかったといわれる。それが、18世紀中頃以降、近代刑法の始まりとともに、刑罰体系は、死刑、身体刑を主要とするものから、自由刑を主体にする体系へと移行した。その背景には、自由刑には、他の刑種にはない次のような利点が存在するということがある。

それは、①拘禁刑は苦痛を平等にもたらし、そのため威嚇効果も大きいこと、②危険な犯罪者に対する隔離効果があること、③対象者を悪い社会環境から離脱させ、反省の機会を与えること、④物的資源を集中して、教育、心理治療、職業訓練等、社会復帰のための総合的処遇を行い得ることである¹⁵。

2. 自由刑のもつ弊害

しかしその一方で、自由刑による拘禁状態における処遇に対しては、次のような弊害も指摘されている。すなわち、①社会から隔離されることによって受刑者の社会不適応を招く、②犯罪集団の中に入れるため、受刑者はより悪風に感染し、犯罪性が進行する、③絶えず看守に監視される他律的な生活は、施設化を促進し、人格の後退を招く、④拘禁ノイローゼ等自由剥奪以上の苦痛を与えるおそれがある、⑤刑務所帰りという烙印が社会復帰を妨げるというものがそれである¹⁶。

自由刑は、一定の期間、受刑者の主として移転の自由を剥奪することを内容とするものであるから、自由を剥奪される期間の長短によってその刑の重さの調整を行う。そこで、その期間を短くすることで、軽い刑とすることが可能ではある。しかし、その期間が極端に短くなれば、応報としても、また一般予防のための威嚇としても、特別予防のための懲らしめや教育としても、意味をなさなくなる。わが刑法は、自由刑としては、懲役、禁錮、拘留の3つを用意している。懲役と禁錮は、近々拘禁刑として一本化された改正刑法が施行されるが、いずれにせよ、その短期は1月である（刑法12条1項、13条1項）。拘留の短期は1日である。

自由刑の中でも短期の自由刑は、刑としての意味をなさないだけでなく、上述した自由刑の弊害的即面だけが強く表れる。これが「短期自由刑の弊害」と称されるものである。

短期自由刑の弊害と呼ばれるものには、一般に、①処遇を行う時間はないのに犯罪性を学習するには十分な時間があること、②隔離効果も短期のため期待

¹⁵ 岩井宜子『刑事政策〔第4版〕』（尚学社、2009年）154頁参照。

¹⁶ 岩井・前掲注(15)154頁。

できないこと、③入所のために職を失い、しかも出所後の再就職は困難であり、刑務所帰りの烙印がそれをより困難にすること等がある¹⁷。

そこで、自由刑とは異なる、自由刑よりは軽いタイプの主刑として、罰金、科料が用意されている¹⁸。罰金は、原則として1万円以上とされ、ただし減輕する場合には1万円未満に下げることができるとされ(刑法15条)、科料は千円以上1万円未満とされている(刑法17条)。

第2 罰金刑の長所と短所

1. 罰金刑の重要性とその理由

罰金刑は、19世紀、短期自由刑の弊害が自覚されるようになると、これに代替する刑罰として20世紀に入り多用されるようになったといわれる。現在では、数としては、最も多く用いられている刑罰である。

罰金刑には、次のような優れた面があるといわれる¹⁹。

第1に、軽微な犯罪に対応する刑罰として、短期自由刑の弊害を避け得ることを挙げることができる。

第2に、執行費用が安価で、逆に国庫の収入となることを挙げることができる。すなわち、罰金刑には、その執行に必要とされる費用が、拘禁刑に比べるとはるかに安価であるうえ、罰金が徴収されることによって国庫の増収となるというメリットもある。拘禁刑の場合は、受刑者を拘禁するための施設が必要となるうえ、拘禁している期間中も、それに伴う費用は国が負担する必要がある。そのために、刑務所の収容人数が増えれば、それだけ負担も増えることとなり、国庫を圧迫する。そして、実際にそのことが問題となっている国もある。これに対して、罰金刑の場合には、それが増加しても国庫への負担はなく、むしろ増収となる。

第3に、犯罪に対する刑事責任の軽重に応じて、数量化が容易であることがある。すなわち、罰金や科料のような対象者に一定の金銭を支払わせるタイプの財産刑(以下、単に「罰金刑」という。)の場合は、その多寡によって刑の重さを調整することができる。その意味で、法定刑に罰金刑を用意しておく場合は、その上限と下限との間の金額の多寡によってその罪の重さに応じた量刑を

¹⁷ 岩井・前掲注(15)179頁。

¹⁸ なお、刑法9条、10条1項は、刑の種類と軽重を定めており、拘留は、罰金よりも軽い刑罰として定められている。しかし、拘留は、旧刑法の重罪・軽罪・違警罪の区別のうち、違警罪に由来する刑であり(科料も同様)、科される人数も極めて少なく、沿革的にもその実態的にも廃止するのが妥当である(武内謙治・本庄武『刑事政策学』(日本評論社、2019年)101頁参照)。

¹⁹ 岩井・前掲注(15)217頁。

することが可能となり、これは都合が良いといえる。この点は、自由刑であっても、期間の長さにより軽重の調整は可能であるものの、前述したように、長期間の収容には施設化の弊害もあり、また、人間の一生が有限であることによる限界もある。

第4に、利欲犯や職業犯などに対しては、多額の法定刑を定めることによって一定の威嚇効果も期待できることがある。

第5に、法人に対する刑罰としても用いることができることがある。

2. 罰金刑が抱える根本的な問題

しかし、罰金刑には、刑罰理論上の根本的な問題点もある。

(1) 平等性と日数罰金制

第1は、平等性における問題である。刑罰は応報であることから受刑者に対する不利益（とこれに伴う苦痛）を内容とする。そして、客観的な法益侵害に対して、これに応じた量刑がなされた場合に、その刑が持つ不利益（とこれに伴う苦痛）の量は、誰に対しても等しくあるべきだと考えられる。例えば、拘禁刑の場合の一定期間の自由の剥奪は、一応、誰に対しても平等であると考えられる。それは、時間というものの価値が基本的には誰にとっても等しく、それゆえに、一定期間の自由の剥奪は、誰にとっても等しい不利益となり、等しい苦痛をもたらすと、一応考えることができるからである。しかし、同じ金額の罰金が受刑者にもたらす不利益が等しいかということ、必ずしもそうとはいえないところがある。確かに、30万円という金額は、誰が持っていても30万円の客観的な価値があると考えられる。しかし、人々の間には貧富の差がある。同じく30万円の罰金も、貧しい人にとってはそれを捻出することがとても苦しいかもしれないが、裕福な人にとっては痛くも痒くもないということは容易に想像される。それゆえ、金銭の主観的な価値は貧富の差によって大きな影響を受け、それゆえ、一定の金額の金銭を剥奪されることによって受ける苦痛は、その貧富の差によって大きく左右されることになる。そうなると、ここに刑罰としての平等性は保たれているのかということが問題となる。

このように、貧富の差によって受ける苦痛が異なるということは、罰金刑は資産家に対しては、大した威嚇効果も持たないということを意味する。

そこで、この苦痛の平等化を図るために工夫されたのが「日数罰金の制度」である。これは、被告人の支払能力の多寡に応じて1日分の「収入額」を定め、その収入額に、犯罪行為の評価分の日数を掛けた罰金額でもって罪の重さを表すものである。国によって違いがあるが、例えば、その人の支払能力が1日につき5千円であり、犯罪行為について60日に値するとすれば、5千円×60

日＝30万円の罰金を支払うことになる。もし支払能力が1日につき1万円の人が、同じ日数に評価される犯罪行為を行った場合には、1万円×60日＝60万円の罰金を支払うことになる。1921年にフィンランドで導入されたのを初めとして、その後、北欧やドイツなどでも取り入れられた。しかし、そこには、犯罪行為者の経済状態の調査が困難であることや、どのような基準で支払能力を表すかなど、この制度を正確・平等に実施するには困難な課題もあるといわれている²⁰。

(2) 一身専属性の欠如

罰金刑の第2の欠点は、一身専属性における問題である。刑罰は、その行為者に対して科されなければ意味がなく、他の人が引き受けることができるものであってはならない。これが刑罰に求められる一身専属性である。そして、自由刑であれ、死刑であれ、かつて存在した身体刑であれ、それは一身専属的なものであった。しかし、罰金刑はこの点が極めて弱い。仮に、罰金の納付をその人の財産から捻出しなければならぬと定めたとしても、その親族や友人などが、そのための資金をその人に贈与すればそれまでのことである。そのため、犯罪をした者が、罰金刑の宣告を受けたが、その裕福な両親が息子に代わってその罰金の納付をしてしまったという場合、確かに、行為者は刑罰を宣告され、その執行を終えたが、そこに刑罰として何の意味があったのかということが疑問となろう。

(3) 執行困難者と労役場留置制度

第3は、刑の執行における問題である。刑罰がこれを宣告された者にとっての不利益となり、苦痛となるのは、その刑罰が執行されたときである。自由刑であれば、その人が拘禁され、自由を剥奪されたときに、初めてその受刑者は現実的な不利益を受け、これを苦痛と感ずるだろう。これが罰金刑であれば、その不利益が発生するのは、罰金が納付されたとき、あるいは強制的に徴収されたときである。つまり、一定の金額の金銭が受刑者の財産から減少したときに初めて、そこに不利益が生じ、苦痛が生じることとなる。ところが、罰金刑の宣告を受けたものの、これを支払うことができるに足るだけの財産を持たない者の場合には、結局は、国は、刑の宣告はしたものの、執行できず徴収することができない、という結果となる。そこで、このような場合にどう対処するかという課題が罰金刑にはある。

この点で現行法上用意されているのは、労役場留置という制度である。

²⁰ 岩井・前掲注(15)218頁。

労役場留置の問題点については第3章で詳述するが、最大の問題点は、労役場に留置することは一定期間の自由の剥奪であり、どのような理屈を捏ねようとも、実質的には、財産刑を自由刑に舞い戻らせることであろう。つまり、自由刑を科すには適切でない軽い量刑事情であることを理由として、また、短期自由刑の弊害を避ける意図で、罰金刑という刑罰が選択されたはずなのに、結局は、対象者に対して実質的な短期自由刑を受刑させることで、刑罰を宣告したことの結果を付けているというのが、この労役場留置という制度の実体であるといえる。

第2章 罰金の徴収・執行

第1 罰金の徴収・執行の実情

罰金刑自体が包含する問題点について概観し、特に罰金を支払うことができない者に対する執行方法として定められている労役場留置は、自由刑への換刑処分とも評価でき、短期自由刑の弊害を避けるどころか、当該弊害を現実化させるものであることがわかった。

そうであるならば、罰金刑を自由刑へ換刑させることなく、財産刑として執行することが極めて重要となる。そこで、罰金刑の徴収・執行の制度を概観することとする。詳細な統計資料については、本章の第2で検討する。

1. 罰金刑の徴収手続の概要と罰金の納付方法

罰金刑の裁判告知後の徴収手続は、刑事訴訟法（以下、「刑訴法」という。）及び徴収事務規程（以下、「徴収規程」という。）に基づき、検察官の命令に従って実施されることとなる（刑訴法490条1項）。

まず、検察官が、納付義務者に対して、納付告知書に納付書を添付して送付し、日本銀行または検察庁に対して罰金を納付すべきことを告知することにより手続が開始される（徴収規程14条）。

検察官から納付告知書を受け取った納付義務者は、原則として一括で罰金を現金、または、印紙により納付しなければならない。罰金を一括で納付することができない事由がある場合には、納付義務者からの申し出を受けて、納付義務者の事情を調査し、その事由があると認められる場合には、検察官の許可を受けて、罰金を分納することや（徴収規程16条）、納付期限を延期することができる（徴収規程17条）。

平成21年においては、当時、罰金の高額化により、全額を一括して納めるのが困難であると認められる事案が増加しており、分納件数が急増していたと

いう²¹。なお、その背景には、当時の交通事犯の罰金の厳罰化が大きく影響していると分析されている²²。

2. 任意の納付がない場合の調査と強制執行

納付義務者による任意の納付がない場合には、検察官による納付義務者に対する調査が行われることとなる（徴収規程18条以下）。

納付義務者が所在不明のときや、納付の督促に応じないときには、公私の団体に対して質問を行い、必要な事項の報告を求めることができる（刑訴法508条2項）。これにより、検察官は、納付義務者の就労先に対して就労実態の有無を確認したり、銀行等に対して預金の有無などを調査したりすることができる。

さらに、罰金刑の執行において、検察官の命令は民事訴訟における判決等の債務名義と同一の効力を有するものとされており、その執行は民事執行法等の法令の規定に従って行われる（刑訴法490条1項、2項）。そのため、検察官は、上記の公私団体に対する調査により納付義務者の財産を明らかにすることができない場合には、理論上は、財産開示手続を行うことにより、納付義務者に対し、どのような財産があるのかを明らかにするように求めることが可能であり（民事執行法197条）、同期日において、正当な理由なく納付義務者が出頭しなかったり、虚偽の報告をしたりした場合等には、別途、6月以下の拘禁刑、または、50万円以下の罰金を科すことも可能となる（同法213条1項6号）。

これらの手続を講じることにより、納付義務者の財産が明らかになった場合には、検察官は、法務局長または地方法務局長に依頼して、納付義務者の財産を差し押え、これを換価することによって未納となっていた罰金に充当することができる（刑訴法490条、徴収規程26、28条）。

令和4年会計年度の統計によると、納付義務者による任意の納付、または、検察官の強制執行により罰金が全額納付となって終了するのは、罰金総額約406億円のうち、約80%に相当する約322億円ほどであり、比較的高い水準で罰金刑の回収がなされているものと評価できる。

3. 強制執行等により罰金を徴収できない場合の処理①—労役場留置

以上のような調査手続や強制執行手続を行っても罰金が完納できない場合や、納付義務者に差し押さえるべき財産が存在せず罰金を完納することができない

²¹ 鈴木真理子「罰金刑の運用と徴収の実情—検察の視点から—」刑法雑誌49巻1号35頁参照。

²² 鈴木・前掲注(21)35頁参照。

場合、検察官の指揮により労役場留置の手続を執ることとなる（刑法18条1項、徴収規程29条1項）。

労役場留置の制度上の問題点については、第3章において詳述するが、近年の統計によると、労役場留置の件数は減少傾向にあるものの、年間3000件程度で推移しており、令和4年会計年度の統計においては、年間約13億円から15億円程度の罰金が労役場留置により支払われたものとみなされている。これは同年度の罰金刑の金額総数の約3%に相当する額である。

4. 強制執行等により罰金を徴収できない場合の処理②—徴収不能決定

労役場留置による執行も含めて、法律上又は事実上執行不能となった場合には、徴収不能決定の処分をすることとなる（徴収規程40条、41条）。

法律上の執行不能の場合とは、罰金刑について時効が完成した場合や納付義務者が死亡した場合、大赦、特赦又は刑の執行の免除があった場合を指す（徴収規程40条1項参照）。

これに対して、事実上執行不能の場合とは、納付義務者が解散した法人である場合において、その法人が無資力であるときや、納付義務者が外国人であってその者が出国したときがこれに当たる（徴収規程41条1項参照）。

近年の統計によると、年間で400件ほど、罰金額にして3億円から5億円が徴収不能決定により徴収不能として処理されているようである（詳細は後述する。）。)

第2 罰金の執行に関する統計的な状況

1. 罰金の執行と労役場留置の動向の詳細（平成元年から令和4年まで）

罰金の執行と労役場留置の動向については、平成25年までのものは公刊物で示されていた²³。しかし、その後10年間の動向については、公刊物上、直ちに出てくるわけではないため、同様に作成したものが、後掲146頁ないし147頁の【表1】である²⁴。

【表1】から明らかなことは、わが国における罰金の確定人員は、平成25年当時も減少傾向にあったのが、さらに減少していったことである。また、これと整合するように、罰金執行件数も低下していき、罰金執行金額も低下してきていることである。

²³ 佐伯仁志ほか「刑事政策研究会座談会 罰金刑」論究ジュリスト4号155頁、太田達也「罰金の執行と代替処分」法学新法117巻7・8号176頁。

²⁴ 【表1】は、太田・前掲注(23)176頁の「表2」を基に、近時の統計を追加したものである。特に法人罰金などを除外したものになっているわけではない。

労役場留置件数も、平成16年をピークに減少傾向となっている。

それに対して、1件当たりの罰金執行金額は、概ね上昇傾向にある。

また、労役場留置件数を罰金執行件数で割った労役場留置率でみると、平成1年当時は0.1%であったのが、徐々に増加し、平成23、24年には2.0%となり、その後、若干減少するも、1.7、1.8%程度となっている。

次に1件当たりの罰金執行金額と労役場留置率を抽出すると、後掲148頁の【図1】のグラフのようになる。このグラフからわかることは、1件当たりの罰金執行金額は、年々増加していくことと整合するように、労役場留置率も増加していることである。さらに、直近においては、罰金執行金額が1件20万円程度で頭打ちになっていることと労役場留置率の割合が1.7、1.8%程度で推移していることとも一致している状況である。そのため、罰金執行金額の増加と、労役場留置率の増加とは、一応、相関関係が認められそうである。

また、労役場留置1件当たりの罰金額を抽出してグラフにしたのが、後掲148頁の【図2】である。

「労役場留置1件当たりの罰金額」とは、「労役場留置分の罰金金額」を「労役場留置件数」で割った計算上のものではある。しかし、これが、概ね50万円程度に収束していることからすると、50万円程度の罰金を払えない人が、主に労役場留置処分になっているとも考えられそうである。

このほか、徴収不能決定について、若干確認しておく。後掲149頁の【図3】のとおり、徴収不能決定件数は、平成19年をピークに、明らかな減少傾向がみられ、徴収不能決定額についても、変動はありつつも、減少し、直近では、概ね3億円程度である。3億円程度というのは、国家予算からすれば、僅少であり、徴収不能決定となっている金額の少なさが際立っている。

また、徴収不能1件当たりの罰金額の推移は、後掲149頁の【図4】のとおりである。これをみると、かなり各年度の変動が大きいものの、罰金額が100万円を超えると、徴収不能となる可能性が出てきていること、さらに最近はこの若干低下傾向にあるかもしれないことがみて取れる。

罰金刑と労役場留置をめぐる問題点（岡本・神谷・進藤・杉山・山中）

【表1】

| 年次 | | 罰金 確定人員 | 罰金 執行件数 | 罰金執行金額 (千円) | 1件当たりの 罰金執行金額 | 労役場留 置件数 | 労役場留 置率 | |
|----|------|------------|------------|----------------|------------------|-------------|------------|------|
| H | 1 | 1989 | 1,193,231 | 1,236,223 | 70,523,446 | 57,048 | 1,454 | 0.1% |
| H | 2 | 1990 | 1,206,144 | 1,127,640 | 65,442,915 | 58,035 | 1,018 | 0.1% |
| H | 3 | 1991 | 1,148,789 | 1,166,530 | 72,613,898 | 62,248 | 1,187 | 0.1% |
| H | 4 | 1992 | 1,170,257 | 1,173,739 | 82,270,602 | 70,093 | 1,482 | 0.1% |
| H | 5 | 1993 | 1,137,937 | 1,141,114 | 79,389,696 | 69,572 | 1,827 | 0.2% |
| H | 6 | 1994 | 1,077,740 | 1,035,627 | 75,695,685 | 73,092 | 2,135 | 0.2% |
| H | 7 | 1995 | 967,512 | 997,482 | 76,770,290 | 76,964 | 2,296 | 0.2% |
| H | 8 | 1996 | 1,005,684 | 1,023,260 | 78,311,634 | 76,532 | 2,253 | 0.2% |
| H | 9 | 1997 | 1,030,612 | 1,048,343 | 82,028,357 | 78,246 | 2,661 | 0.3% |
| H | 10 | 1998 | 1,006,000 | 1,016,527 | 79,321,006 | 78,031 | 3,172 | 0.3% |
| H | 11 | 1999 | 1,016,822 | 1,017,977 | 80,706,143 | 79,281 | 3,889 | 0.4% |
| H | 12 | 2000 | 906,947 | 878,103 | 75,492,631 | 85,972 | 3,850 | 0.4% |
| H | 13 | 2001 | 884,088 | 894,176 | 76,345,502 | 85,381 | 4,155 | 0.5% |
| H | 14 | 2002 | 837,144 | 822,809 | 98,757,526 | 120,025 | 5,068 | 0.6% |
| H | 15 | 2003 | 784,515 | 792,258 | 106,672,755 | 134,644 | 7,090 | 0.9% |
| H | 16 | 2004 | 743,553 | 746,830 | 102,935,676 | 137,830 | 8,105 | 1.1% |
| H | 17 | 2005 | 689,972 | 716,842 | 102,762,925 | 143,355 | 7,705 | 1.1% |
| H | 18 | 2006 | 650,141 | 643,971 | 100,616,255 | 156,243 | 7,376 | 1.1% |
| H | 19 | 2007 | 533,949 | 540,851 | 87,771,876 | 162,285 | 7,537 | 1.4% |
| H | 20 | 2008 | 453,065 | 455,661 | 74,445,770 | 163,380 | 7,227 | 1.6% |
| H | 21 | 2009 | 427,595 | 437,774 | 69,424,479 | 158,585 | 7,905 | 1.8% |
| H | 22 | 2010 | 401,382 | 404,784 | 66,863,534 | 165,183 | 7,882 | 1.9% |
| H | 23 | 2011 | 365,474 | 369,581 | 62,219,823 | 168,352 | 7,286 | 2.0% |
| H | 24 | 2012 | 344,117 | 338,905 | 56,989,868 | 168,159 | 6,619 | 2.0% |
| H | 25 | 2013 | 306,310 | 306,611 | 53,988,187 | 176,080 | 5,491 | 1.8% |
| H | 26 | 2014 | 279,219 | 283,377 | 52,116,147 | 183,911 | 4,880 | 1.7% |
| H | 27 | 2015 | 274,195 | 277,889 | 51,040,434 | 183,672 | 4,799 | 1.7% |
| H | 28 | 2016 | 263,098 | 260,133 | 48,074,967 | 184,809 | 4,559 | 1.8% |
| H | 29 | 2017 | 244,701 | 240,727 | 45,951,675 | 190,887 | 4,285 | 1.8% |
| H | 30 | 2018 | 222,841 | 221,364 | 44,099,031 | 199,215 | 3,952 | 1.8% |
| R | 31/1 | 2019 | 194,404 | 194,155 | 40,070,819 | 206,386 | 3,617 | 1.9% |
| R | 2 | 2020 | 172,326 | 170,679 | 36,153,188 | 211,820 | 2,941 | 1.7% |
| R | 3 | 2021 | 165,276 | 165,461 | 35,688,731 | 215,693 | 3,012 | 1.8% |
| R | 4 | 2022 | 157,394 | 158,013 | 33,862,445 | 214,302 | 2,731 | 1.7% |
| R | 5 | 2023 | 158,336 | 159,739 | 35,462,480 | 222,003 | 2,800 | 1.8% |

注1 罰金確定人員、罰金執行件数、罰金執行金額、労役場留置件数、労役場留置分罰金額、徴収不能決定件数、徴収不能決定額は検察統計年報より

注2 労役場留置1日平均収容人員は矯正統計年報より。労役場留置入人員、労役場留置資格移動人員はe-STATより。

注3 労役場留置率＝労役場留置件数／罰金執行件数。労役場留置入比率＝労役場留置入人員／（労役場留置入人員＋労役場留置資格移動人員）

| 労役場留置分罰 金金額 (千円) | 労役場留置1件 当たりの罰金額 | 労役場留置1日 平均収容人員 | 労役場留置 直入比率 | 徴収不能決 定件数 | 徴収不能決定 額 (千円) | 徴収不能1件当 たりの罰金額 |
|---------------------|--------------------|-------------------|---------------|--------------|------------------|-------------------|
| 128,969 | 88,699 | 125 | 39.9% | 455 | 273,183 | 600,402 |
| 774,669 | 760,972 | 99 | 44.1% | 504 | 90,614 | 179,790 |
| 237,970 | 200,480 | 86 | 41.8% | 370 | 174,524 | 471,686 |
| 488,823 | 329,840 | 94 | 44.2% | 315 | 288,912 | 917,181 |
| 618,240 | 338,391 | 122 | 49.0% | 358 | 205,604 | 574,313 |
| 817,000 | 382,670 | 153 | 47.6% | 393 | 613,967 | 1,562,257 |
| 973,976 | 424,206 | 178 | 48.4% | 439 | 518,346 | 1,180,743 |
| 803,283 | 356,539 | 177 | 48.0% | 492 | 552,242 | 1,122,443 |
| 1,126,877 | 423,479 | 198 | 48.9% | 580 | 1,002,094 | 1,727,748 |
| 1,223,373 | 385,679 | 259 | 54.5% | 535 | 1,194,402 | 2,232,527 |
| 1,412,652 | 363,243 | 310 | 55.0% | 623 | 734,932 | 1,179,666 |
| 1,949,634 | 506,398 | 366 | 55.1% | 561 | 1,575,430 | 2,808,253 |
| 1,809,680 | 435,543 | 364 | 52.9% | 646 | 653,056 | 1,010,923 |
| 1,292,900 | 255,110 | 468 | 57.3% | 774 | 1,195,191 | 1,544,174 |
| 1,826,822 | 257,662 | 707 | 65.5% | 899 | 759,971 | 845,352 |
| 2,523,539 | 311,356 | 899 | 67.8% | 1,105 | 875,011 | 791,865 |
| 2,809,981 | 364,696 | 943 | 66.0% | 1,198 | 2,117,053 | 1,767,156 |
| 2,194,521 | 297,522 | 948 | 66.2% | 1,210 | 2,049,290 | 1,693,628 |
| 3,028,475 | 401,814 | 1,012 | 69.0% | 1,240 | 2,374,567 | 1,914,973 |
| 2,505,980 | 346,752 | 1,068 | 73.6% | 991 | 1,620,892 | 1,635,613 |
| 3,455,271 | 437,099 | 1,175 | 76.0% | 857 | 989,801 | 1,154,960 |
| 3,069,000 | 389,368 | 1,243 | 76.0% | 825 | 2,018,944 | 2,447,205 |
| 2,985,245 | 409,723 | 1,140 | 76.6% | 744 | 1,472,491 | 1,979,155 |
| 2,982,203 | 450,552 | 1,093 | 76.0% | 708 | 741,673 | 1,047,561 |
| 2,345,796 | 427,207 | 935 | 75.3% | 553 | 574,295 | 1,038,508 |
| 2,499,977 | 512,290 | 806 | 75.9% | 507 | 1,059,167 | 2,089,087 |
| 2,277,100 | 474,495 | 805 | 76.1% | 463 | 1,338,708 | 2,891,378 |
| 1,845,683 | 404,844 | 774 | 76.8% | 426 | 446,534 | 1,048,202 |
| 1,703,397 | 397,526 | 715 | 77.2% | 435 | 638,737 | 1,468,361 |
| 1,664,971 | 421,298 | 666 | 78.9% | 422 | 882,847 | 2,092,055 |
| 1,507,112 | 416,675 | 624 | 78.6% | 388 | 495,808 | 1,277,856 |
| 1,413,946 | 480,770 | 547 | 76.0% | 360 | 448,554 | 1,245,983 |
| 1,352,118 | 448,910 | 582 | 73.7% | 345 | 326,064 | 945,113 |
| 1,382,864 | 506,358 | 515 | 75.4% | 399 | 360,465 | 903,421 |
| 1,158,776 | 413,849 | 491 | 75.7% | 364 | 742,737 | 2,040,486 |

罰金刑と労役場留置をめぐる問題点（岡本・神谷・進藤・杉山・山中）

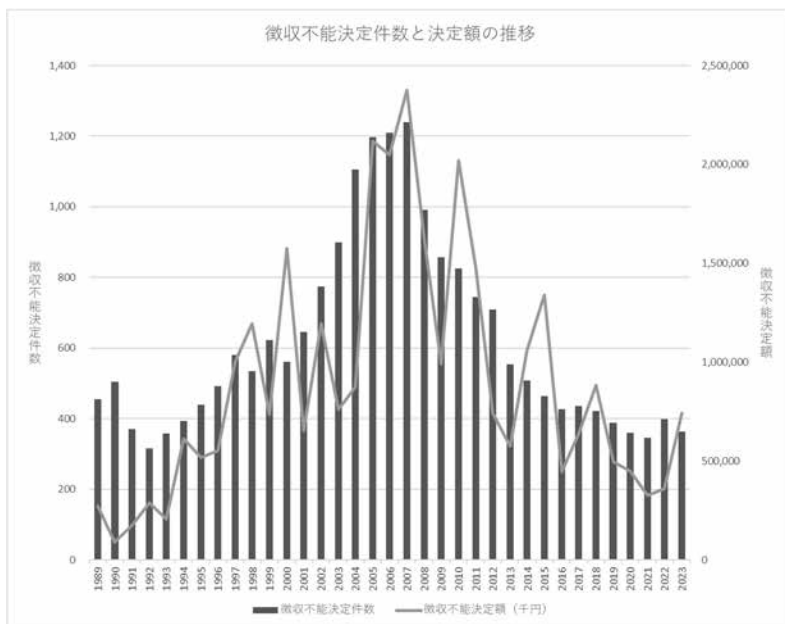
【図1】



【図2】



【図3】



【図4】



2. 全体を通じた分析と検討

まず特筆すべきは、基本的に、徴収不能となることは極めて少ない。さらに、労役場留置率が2.0%にも満たないことからして、罰金そのもので執行されていることがほぼ大多数であることが窺える。

その一方で、罰金執行金額の増加と労役場留置率の増加は、概ね一致しており、罰金執行金額が増えるのに伴い、罰金そのものを支払えずに、労役場留置となっている者が多いのではないかと考えられる。実際に、労役場留置1件当たりの罰金額をみると、50万円程度となっており、50万円程度の罰金を支払えないことで、労役場留置処分となっている者が多いと考えられる。

上記平成21年に検察の立場から書かれた論稿によれば、『労役場留置の手続をとる』と告げると納付する者や、告げただけでは『捕まえに来られるものならやってみろ』と聞き直っていた者が実際に収容状態で収容されるや慌てて納付し、実際に労役場に留置するには至らないケースもかなりある」として、検察のスタンスとしては、「逃げ得は許さない」というものだとしている²⁵。

しかし、この統計をみる限り、「罰金14万円」について「時効完成直前に収容した事例」や、大阪地検交通分室での約2460件、2億140万円の徴収未済事件（1件当たり約8万円程度の罰金）²⁶というものは、問題となっている労役場留置の対象者からは外れているように思われる。

3. 文書開示の結果

このような統計結果だけでなく、筆者らにおいては、令和6年、以下の内容の文書開示を最高検に求めた²⁷。

- ①罰金刑について任意に納付をしなかった者に対する強制執行が行われた人数及び回収額
- ②上記の者に対して、強制執行を行った場合における、刑確定から強制執行までの日数
- ③②と同様の場合における刑確定から労役場留置処分の執行までの日数以上、①-③について過去3年分のデータに関する報告書

ところが、「その請求趣旨に該当する行政文書を探索した結果、その請求に係る行政文書を作成し、又は取得しておらず、保有していない」という回答であった。これらの件数が多かったり、問題となる事案が多かったりすれば、行政

²⁵ 鈴木・前掲注(21)37頁参照。

²⁶ 鈴木・前掲注(21)37、38頁参照。

²⁷ 最高検企第308号令和6年7月12日。

文書を作成することが多いであろうから、この回答からは、そもそも強制執行をするような事案等があるとしても極めて少なく、統計を作るほどの状況にないことが窺われる²⁸。

4. 小括

上記のとおり、罰金刑のうち約 8 割に相当する金額は現実に回収が果たされており、その点では一定の評価をすることができるものの、年間約 5% に相当する部分については現実的には罰金を回収することはできず、労役場留置に至っては、年間 15 億円もの罰金が失われているのみならず、対象者を労役場に留置することにより別途コストがかかっており、制度を運営することによる費用を考慮すると、少なくとも経済的な観点からは、労役場留置制度を存続させることが適切とは考え難い。

もちろん、検察の立場からは、「労役場留置の威嚇的効果」が述べられてはいる²⁹。しかしその一方で、徴収には多大な費用がかかり、罰金額以上の費用がかかる場合もあるが、「刑罰の執行なので、『費用倒れ』という観念はない。」³⁰ともいわれている。

『払わなければそれで済む』という感覚が広がれば、不公平感につながり、ますます徴収が困難になる。罰金刑を適正に執行することが、ひいては、納付促進にもつながると考えている。」³¹ともいわれるが、支払う能力がある者が懈怠をすればともかく、支払能力がない者についても、そのように考えられるのかは罰金刑そのものをどう考えるかとも関係し、より実態を踏まえた検討を要するというべきである。

そこで、次章では、労役場留置の運用を確認しつつ、経済的観点ではなく、その本質が有する問題点について検討する。

²⁸ もっとも、罰金は破産時に劣後債権として扱われるため（破産法 99 条 1 項 1 号、97 条 6 号）、検察官において強制執行までするインセンティブに乏しいものと思われる。

²⁹ 鈴木・前掲注(21)37 頁参照。

³⁰ 鈴木・前掲注(21)38 頁。

³¹ 鈴木・前掲注(21)38 頁。

第3章 労役場留置

第1 労役場留置の性質

1. 換刑処分か罰金刑の特別な執行方法か

冒頭で紹介したとおり、労役場留置は刑法18条に定められており、罰金を完納できない者を労役場に留置させる手続である。

罰金刑は金銭を納付させることを内容とするものであるものの、労役場留置は受刑者の身体を拘束するもので拘禁刑等の自由刑に類するものといえる。財産刑を自由刑に置き換えるような効果を有する労役場留置の法的な性質をどのように理解するかについて、学説上は争いがみられる³²。

労役場留置の法的性質に関する学説については、財産刑の特殊な執行方法と解する見解と、自由刑への換刑処分と解する見解の2つに整理されることが多い。執行方法と理解すべき最大の根拠として、刑種を定めた刑法9条の中に労役場留置が定められていない以上、換刑処分と解することはできず、執行方法として理解せざるを得ないという点が主張されることが多い³³。実際に、刑法制定時の政府は、労役場留置は刑ではないことから、換刑処分ではないと説明していたようである³⁴。

他方で、刑事収容施設法においては、懲役刑の受刑者に適用される規定が準用される旨が定められていること（同法288条）等に加え、強制的な身体拘束を伴う以上、実質的には懲役刑に近いものであることから換刑処分と理解する見解も根強い。

換刑処分と理解する見解は、拘禁刑に類する処遇を労役場留置者に科すという点を重視しているものといえ³⁵、仙台高判昭和33年9月24日高刑11巻追録1頁も、刑法97条の主体に関する判示の中ではあるものの、罰金不完納の場合の労役場留置について、「即ちそれは刑に準じて自由を拘束されるもの

³² 各学説について整理された文献として、大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法〔第3版〕第1巻』（青林書院、2015年）392頁等。

³³ 前田雅英ほか編『条解刑法 第4版補訂版』（弘文堂、2023年）32頁。

³⁴ 「明治33年『刑法改正案』理由書」（以下、「理由書」という。）内田文昭ほか編『日本立法資料全集21 刑法〔明治40年〕(2)』（信山社、1993年）502頁。

³⁵ 加藤久雄『『罰金』の改正』法学教室125号8頁は、財産刑の自由刑化であるとして労役場留置制度を批判する。

で、一の換刑処分である」と判示している。

また、少年法 5 4 条も、少年に対する労役場留置を禁止するにあたって、「換刑処分」との見出しを付している。

さらに、単なる執行方法ではなく、換刑処分として理解されていることを示唆する判例として、大判昭和 16 年 7 月 17 日大刑集 20 卷 4 25 頁は、犯罪後の法律によって労役場留置の期間に変更があった場合には、「刑の変更」があったものとして刑法 6 条を適用する旨を判示している。また、最判昭和 33 年 9 月 30 日刑集 12 卷 13 号 3190 頁は、罰金額を減額した場合であっても、労役場留置の期間を長く変更することは、「原判決の刑より重い刑を言い渡す」(刑法 402 条)ものといえ許されない旨を判示している³⁶。

確かに、身体拘束を伴う以上、労役場留置を財産刑の特別な執行方法と理解する場合であっても換刑処分的側面を有することは否定できない³⁷。この点について、最判昭和 25 年 6 月 7 日刑集 4 卷 6 号 956 頁は、刑法 18 条について、「特別な執行方法を定めたもので罰金刑の効果を全うするための規定である」と判示すると同時に、「換刑処分を定めた刑法 18 条」と述べており、いずれかの見解によることなく明確な判示を避けており、この点も学説の錯綜を招く原因となっているものといえる。

2. その他の見解

以上のとおり、労役場留置については、罰金刑の特別な執行方法として理解する場合も、換刑処分として理解する場合も、それぞれに理論的な困難さが生じる。最高裁がいずれかの見解を明確に採用した判示を行っていないのも、そのような理由に起因するものと考えられる。

また、刑法 18 条 5 項が「本人の承諾」を留置の執行の要件としている点も、

³⁶ なお、自由刑から罰金刑に変更する場合には、自由刑として宣告された期間よりも、罰金を完納できなかった場合における労役場留置期間が長くなるとしても、刑の不利益変更とはならない(大判昭和 7 年 9 月 29 日大刑集 11 卷 1404 頁)。同様に、自由刑と罰金刑が併科される場合において、自由刑の期間を 4 月短縮されているのであれば、罰金額が 3000 円高くなり、労役場留置期間が 1 日長くなったとしても、主文全体を総合的に考慮すれば不利益変更とはならないとされている(最決平成 18 年 2 月 27 日刑集 60 卷 2 号 240 頁)。

³⁷ 齊藤実「罰金と労役場留置一日数罰金制度導入に可能性一」琉大法學 104 号 27 頁。

理論的な説明の困難さの要因となっている³⁸。さらに、同条6項が、留置中に罰金を納付することで、納付額相当の日数が減じられることは、換刑処分と言いつけることを困難にする³⁹。

以上のことから、労役場留置は、労役による利得をもって罰金の「一部」に充当させるという象徴的機能をもった、特別な罰金の執行方法であると同時に、換刑とまではいわないものの、罰金の代替処分であるとの説明⁴⁰や、換役処分⁴¹であるとの説明のほか、統一的に解釈するのではなく、形式的意味での「刑」ではないものの、実質的には「刑」としての性格を備えるなどの説明⁴²が試みられている。

3. 小括

労役場留置の法的性質については、判例上も執行方法でありつつ、換刑処分であることを認めており、明確な説明がなされているとはいえない。執行方法とも換刑処分とも言い切れないことから、現状の労役場留置制度の整合的な説明を試みるものとして、代替処分や換役処分であると説明する見解もあるものの、その法的性質が曖昧なままとなっていることを克服するものとはなっていないし、そもそもそのような見解は、現状の労役場留置制度自体を是とするために述べられているものでもない。自由刑としての実態を有していることから、率直に代替自由刑とすべきとの見解すらある⁴³。

現行の労役場留置という制度は、曖昧さや不整合さを包含しながら運用されているものと評価せざるを得ないだろう。

第2 労役場留置の運用

1. 換算率の定め方

罰金刑を科す場合、必ず労役場留置の期間を言い渡す必要がある。主文にお

³⁸ 伊東研祐「現代社会における刑罰論への一視座」法律時報 87 卷 7 号 6 頁。

³⁹ 太田・前掲注(23)156 頁。

⁴⁰ 太田・前掲注(23)157 頁。

⁴¹ 森下忠『刑事政策大綱（新版）』（成文堂、1993 年）75 頁。

⁴² 阿部純二編『基本刑法コンメンタール 第2版改正刑法』（日本評論社、1999 年）32 頁。

⁴³ 小野坂弘「罰金刑制度の再検討（2）」法學 29 卷 4 号 94 頁。

いては、「被告人を罰金〇〇円に処する。その罰金を完納することができないときは、金〇〇円を 1 日に換算した期間、被告人を労役場に留置する。」といった形で言い渡されることとなる。

したがって、労役場に留置される期間は、罰金額に加えて、1 日をいくらで換算するのかという換算率によって定められることとなる。罰金額が低額の場合、ほとんどの裁判例では金 5, 0 0 0 円を 1 日に換算しているといえる⁴⁴。

一方で、労役場留置の期間については、罰金については「1 日以上 2 年以下」（刑法 1 8 条 1 項）、科料については「1 日以上 3 0 日以下」（同条 2 項）、複数の罰金刑等が併科された場合は「3 年未満」と定められている。そこで、いかに高額な罰金刑が科された場合であっても、2 年を超える労役場留置期間を言い渡すことはできない（併科の場合は 3 年）。

そうすると、金 5, 0 0 0 円を 1 日に換算したのでは、2 年以上の期間が必要となる場合、刑法 1 8 条の定める労役場留置期間内に抑えるためには、金 5, 0 0 0 円よりも高い換算率を定めなければならない。したがって、罰金刑が高ければ高くなるほど、換算率も高く定める必要がある。懲役刑を超えるような刑罰とならないように調整するために、労役場留置期間の上限が定められているものと解されるが、そのことによって換算率を増減させることに合理性を認めることは困難なように思われる。

加えて、換算率については、裁判所の自由裁量と解されており、換算率や換算方法は法定されていない。最高裁も、「法定期間の範囲内において裁判官が自由裁量をもって定め得る」（最判昭和 2 6 年 1 2 月 6 日刑集 5 卷 1 3 号 2 4 7 9 頁）と判示しているため、換算率について合理的な計算方法が定められているわけではない。

この点、換算率を検討するにあたって参考とし得るものとして、実際の勤労の報酬額や、未決勾留の 1 日を刑期の 1 日又は金額の 4, 0 0 0 円に折算する旨を定めている刑事訴訟法 4 9 5 条 3 項の規定があるものの、「金銭的換價率は、必ずしも自由な社会における勤労の報酬額と同率に決定されるべきものではない」（最判昭和 2 4 年 1 0 月 5 日刑集 3 卷 1 0 号 1 6 4 6 頁）と判示されていることに加え、上記最判 2 6 年は、刑事訴訟法 4 9 5 条 3 項と異なる換算率

⁴⁴ 安西二郎「労役場留置の換算率に関する実証的研究 東京高判平 2 5 ・ 1 ・ 2 9 を契機として」季刊刑事弁護 104 号 192 頁。

を用いたとしても違法ではない旨を判示している。

したがって、換算率については裁判所に比較的広範な裁量が認められているものといえる。

東京高判平成25年1月29日東高刑時報64巻44頁は、「科すべき罰金額、物価・国民所得等の経済情勢、被告人の職業・収入等の個別的事情をも参酌しつつ、当該罰金刑の執行に相応する留置期間となるように、裁判所が合理的な裁量に基づき決すべき」と判示しているものの、経済情勢や受刑者の経済状況とは無関係に、刑法18条によって換算率の上限が定められている以上、換算率について一律の合理的な計算方法を定めることは困難といえる。

2. 換算率の運用⁴⁵

裁判所に広い裁量が認められるとはいえ、完全に自由な裁量が認められているわけではない。上記最判昭和26年は、刑訴法495条3項の定めと異なる換算率を言い渡すことも可能である旨を判示しているものの、「刑訴法495条3項の未決勾留日数の法定通算についての折算額や、この種事犯に対する換算額の一般的な傾向等に徴しても、1日5000円とした原判決の換算が裁量の範囲を逸脱した不当なものとはいえない」（東京高判平成4年10月15日高刑45巻3号85頁）と判示する裁判例も存在し、換算率の妥当性を判断するにあたって、同項の定めは一定程度参考にされているといえる。

実際に、罰金額が100万円を超えない場合には、金5,000円を1日に換算する裁判例が実務の大勢であり、100万円を超えると、金10,000円を1日に換算する裁判例が多くなることが確認されている⁴⁶。

また、上記東京高判平成25年は、執行猶予を付した1年8月の懲役刑に罰金120万円を併科し、換算率を1日金5,000円とした原判決を、「近時の同種事案における量刑傾向（罰金額が100万円以上の場合、いずれも換算率は1日金1万円となっている。）等に鑑みても、その不完納の場合における労役場留置期間は合理的な裁量の範囲を逸脱して長きにすぎるといわざるを得ない。」として破棄し、金1万円を1日に換算して自判している。

⁴⁵ 安西・前掲注(44)が換算率の運用や、換算率に関する裁判例の分析を詳細に行っており、参考になる。

⁴⁶ 安西・前掲(44)192-193頁。

他方で、名古屋地判平成24年3月23日(平成23年(わ)第2811号)は、250万円の罰金刑に対して換算率を1日5,000円と定めている一方で、松江地判平成24年7月24日(平成24年(わ)第34号)は、800万円の罰金刑に対して換算率を1日5万円と定めている⁴⁷。

上記名古屋地判平成24年については、被告人に経済力があることを前提としていることが窺われるものの⁴⁸、経済力がある場合には強制執行を行えば足りるのであって、他の裁判例と比較して大きく低い換算率を定めることを正当化できるかは疑問である。

そもそも、換算率をどのように定めようと、罰金という刑罰と比較して、身体拘束を伴う労役場留置は、換刑後の刑罰としても重すぎる⁴⁹という懸念は解消されず、換算率について合理的に把握しようとするには困難が伴う。

3. 「罰金を完納することができない」の解釈

刑法18条1項は、労役場留置の要件として「罰金を完納することができない」ことを要求している。罰金については、上述するとおり、納付しない者に対しては強制執行が可能であるため、原則としては、強制執行の対象となり得る財産を有しない又は当該財産が見当たらない場合にのみ、「罰金を完納することができない」として、労役場留置の対象になるものと解される。

特に、労役場留置者に対しては、居室での単純作業しか行わせることができず、期間も短いことに加え、罰金が納付された場合には釈放されることになるため、厳密な納期が定められる作業を行わせることもできないため、当該条件を満たす作業を確保することが難しく、時間を潰すことを主眼とするかのような作業に従事させることになりかねないことを考慮すると⁵⁰、できる限り労役場留置によらずに、罰金刑を執行することが望ましい。

この点について、罰金刑が比較的 low 額にとどまる場合、生活保護受給者でも罰金を納付することで労役場留置を回避することは可能であり、財産等を隠した上で完納不能を装う者も多くないと解されており、「罰金を完納することができない」と認められる場合の多くは、支払う財産も意思もない者であると解

⁴⁷ 佐伯・前掲注(23)146頁。

⁴⁸ 佐伯・前掲注(23)146-147頁。

⁴⁹ 太田・前掲注(23)153頁。

⁵⁰ 太田・前掲注(23)150頁。

されている⁵¹。

身柄事件で略式起訴により罰金刑を求める場合、事前に罰金相当額の準備をさせた上で、略式命令発付後（発付により身柄は釈放される）、速やかに検察庁で罰金納付を行ってもらうことが実務的には多いとされる⁵²（いわゆる「在庁略式」と呼ばれるもの）。そのため、罰金徴収未済で、労役場留置が問題になるのは、在宅事件が大部分を占めていると思われるという点⁵³を併せて考慮すると、労役場留置によって初めて身体を拘束されることとなる者も相当数存在するものと窺われる。

4. 小括

以上のとおり、労役場留置については、その換算率についても、合理的に説明することは困難であることに加え、その対象となる「罰金を完納することができない」者についても、まさに短期自由刑の弊害の影響を大きく受ける者であって、出所後の社会復帰をより困難にさせるものといわざるを得ない。

特に、懲役刑等と異なり（拘禁刑となればなおさらのこと）、改善更生や矯正を目的とする取扱いがされないことを併せて考慮すれば、短期自由刑の弊害は、短期の懲役刑等と比較しても大きなものとなるう。

第3 労役場留置の問題点

1. 憲法14条との関係

以上のとおり、労役場留置については、そもそもの性質に加えて、その運用にあたっては様々な問題点が存在するものの、他にも問題点が指摘されている。

まず、労役場留置に対しては、経済的に余裕がある者であれば金銭を支払うことで労役場留置という身体拘束を避けられるため、金持ちがポケットで払うものを貧乏人は身体で支払うものであるとの批判がある⁵⁴。貧富の差による不平等の最たるものであり⁵⁵、憲法14条が定める平等の原則に反するのではな

⁵¹ 佐伯・前掲注(23)143-146頁。

⁵² 鈴木・前掲注(21)36頁参照。

⁵³ 鈴木・前掲注(21)36頁参照。もちろん、多いというだけで、筆者らの経験としては、身柄事件で略式命令となり、釈放後、労役場留置の執行となったことはある。

⁵⁴ 齊藤・前掲注(37)28頁、藤本哲也「財産刑・日数罰金制」『刑法基本講座第1巻基礎理論/刑罰論』（法学書院、1992年）232頁。

⁵⁵ 前野育三「わが国における財産刑の現状と問題点」自由と正義45巻1号27頁。

いかという疑問が生じる。

しかしながら、最判昭和25年6月7日刑集4巻6号956頁は、「刑法18条は罰金料金を完納することができない者は何人でも労役場に留置することを定めたものでいずれも人種、信條、性別、社会的身分又は門地等の差異を理由として差別的待遇をしているものではないから憲法14条の平等の原則に反するものということとはできない。」と判示している⁵⁶。

もっとも、上記最判昭和25年も、「罰金刑は受刑者の貧富の程度如何によってその効果に差異があり、受刑者の受ける苦痛の程度にも差異があることは所論のとおりである」とも説示しているところであって、「その不均等が一般社会観念上合理的な根拠のある場合には平等の原則に違反するものとはいえない」としているものの、労役場留置が内包する不均等が一般社会観念上合理的根拠を有しているかどうかについて「貧富という各人の事実的差異から生ずる必然的な差異であり、刑罰法規の制定による社会秩序維持という大局からみて已むを得ない差異」であると説示するにとどまる。

資力があれば金銭を納付するだけで足りるものの、資力がない場合には身体を拘束されることになるのであるから、事実的差異から生ずる必然的な差異として、やむを得ないものと評価できるものではないように思われる。また、法適用自体は形式的に平等であるとしても、問題となっているのは実質的な苦痛の差であることから⁵⁷、その実質的な差異の合理性について上記最判昭和25年は説得的な説明を行えていないと思われる。特定の社会集団に対して、罰金刑を自由刑とするものとの批判もあり⁵⁸、平等の原則との関係について改めて検討を要するものといえる。

2. 罰金刑の存在意義を没却させること

また、労役場留置の最大の問題点は、短期自由刑の弊害を回避するという罰金刑の役割を、結局のところ、水泡に帰させる点にある。短期自由刑の弊害の内容としては、短期であることから刑務所内部で更生や教育に向けた指導を十分に行うことができない一方で、社会的に隔離させられることで、社会内での更生資源も減少させる点にあることは上述のとおりである。

労役場留置では、拘禁刑とは異なり、留置者に対する教育や改善指導が予定

⁵⁶ 前田ほか・前掲注(33)31頁。

⁵⁷ 武内ほか・前掲注(18)114頁。

⁵⁸ 伊東・前掲注(38)6頁。

されておらず、社会的な隔離も伴うことから、罰金刑が適用されているにもかかわらず、短期自由刑の弊害と同様の弊害がもたらされてしまう⁵⁹。

本来的には、「徒ラニ獄中ニ呻吟スルニ止マリ国家ハ之カ為メニ却ッテ幾分ノ経費ヲ支出スルコトト為リ金刑本来ノ趣旨ニ反スルコト甚シク其实益モ亦極メテ僅少ナリトス」⁶⁰という理由で、短期自由刑を回避するために労役場留置の制度は導入されたものの、現時点においては、その労役場留置が、短期自由刑の弊害を回避することができるという罰金刑の意義を没却させる制度となってしまう⁶¹。

また、「利得ヲ以テ罰金又ハ科料ノ幾分ニ充テ」るという目的も⁶²、労役場留置に付される極めて短期間に極めて単純な作業しか行わせることができないことに加え、製造業者の海外発注や移転によって刑務作業自体が単純な非有用作業が増えていることを考慮すれば⁶³、労役場留置によって達成できるものとは思えない。特に、懲役刑等の自由刑の執行を受けている人間がそのまま労役場留置になるようなケースではなく、罰金刑のみを宣告された者が労役場留置に付されるケースが増えてきていることに加え、上述したとおり、強制執行の対象となる財産を有しない、経済的に余裕のない者が労役場留置に付されていることからすると、労役場出場後、生活を再建することがより困難なものになってしまう⁶⁴。

また、罰金刑には短期自由刑の弊害の回避のほかにも、「利欲的犯罪者に対し、当該犯罪が経済的に引き合わないことを強く感銘させる」⁶⁵との目的も認められるところ、労役場留置によって経済的な負担を回避させてしまうのであれば、そのような目的と労役場留置制度は矛盾するものともいえる⁶⁶。

さらに、自由刑と併科で罰金刑が科された場合においても問題は生じる。刑訴法は、原則として重い刑を先に執行する旨が定められているが（刑訴法505条、474条本文）、自由刑終了の執行までに罰金刑の時効3年（刑法32条

⁵⁹ 太田・前掲注(23)148頁。

⁶⁰ 理由書・前掲注(34)502頁。

⁶¹ 齊藤・前掲注(37)25頁、小島透「罰金刑—金銭による「刑罰」の意義と実態」法学セミナー—813号19頁。

⁶² 理由書・前掲注(34)2130頁。

⁶³ 太田達也「刑務作業の危機！？刑務作業と矯正処遇」刑政119巻5号72頁。

⁶⁴ 佐伯・前掲注(23)146頁、153頁。

⁶⁵ 東京高等裁判所平成4年10月15日判決高裁判集45巻3号85頁。

⁶⁶ 川本哲郎「罰金刑の執行について」犯罪と非行143号（2005）120頁。

5号) が来るような場合には、「その他重大な事由があるとき」として検察官は自由刑の執行を停止し(刑訴法482条8号)、「検察官は、重い刑の執行を停止して、他の刑の執行をさせることができる」(刑訴法474条但書)とされている。

このように、懲役刑の執行の合間に、労役場留置の執行を行うことは、「サンドイッチ労役」などと呼称される。しかし、このようなサンドイッチ労役は、矯正指導等が中断されるなどの不都合があることに加え、懲役刑の執行と区別した形で労役場に留置する無意味さが特に顕著に表れる事象といえるだろう。

3. 小括

以上のとおり、労役場留置についてはその制度自体に不合理性が伴うものであることに加え、懲役刑受刑者でも禁錮刑受刑者でもない者を、両受刑者と同様の施設に拘束しつつ、改善指導等を行うことができないという中途半端な制度となってしまうている。

また、実際には、禁錮刑受刑者と同様に、労役場留置に付された者の多くが、懲役刑受刑者のように作業を行うことを望んでいる一方で、罰金を完納できなかったことを理由に労役場に拘束されている者に対して、作業報奨金を支給することも制度上の不合理さが感じられる⁶⁷。

第4章 外国法

第1 ドイツ法

1. 代替自由刑に関する法改正

(1) 法改正の背景

労役場留置に問題があるとしても、罰金刑を存続させる場合には、執行不能の問題が常につきまとう。このような問題について、諸外国はどのように対応しているのか、ドイツ法について概観する。

ドイツ刑法43条は、罰金の納付することができないとき、自由刑をもってこれに換える「代替自由刑(Ersatzfreiheitsstrafe)」が規定されている⁶⁸。その

⁶⁷ 太田・前掲注(23) 151頁。

⁶⁸ 代替自由刑は、納付を貫徹させるための手段ではなく、「真正の刑罰」である。代替自由刑を執行するためには、まず、罰金刑の執行が試みられなければならない

(Thomas Fischer: Strafgesetzbuch mit Nebengesetzen, 71. Aufl., München 2024 (zitiert: Fischer-Kommentar), §43 StGB Rn.2)。

際の換算率について、2023年8月16日に改正がなされ、それまでは日数罰金1日分が自由刑1日に当たるとされていたが、改正後は、日数罰金2日分が自由刑1日に当たることとなった⁶⁹。つまり、同じ罰金刑が科されたとしても、代替刑として刑務所に収容される期間は半分になったのである。

この改正の背景には、近年、罰金を支払えずに代替自由刑に処せられる人が増えていたことと、代替自由刑を執行しても社会復帰の可能性が制限されていることがあった⁷⁰。日本の労役場留置のあり方を考える上で特に注目すべきは、後者の代替自由刑の執行が社会復帰にもたらす悪影響についての議論である。代替自由刑には、いわゆる短期自由刑の弊害がある。まず、ドイツのほとんどの代替自由刑の期間は30日間から60日間（平均日数はわずか38日間）で

⁶⁹ 2024年2月1日施行。当初、2023年10月1日施行予定であったが、州における運用移行にIT技術上の問題があったため、施行が遅れることとなった。Fischer-Kommentar, §43 StGB Rn. 1, Reform zur Halbierung der Ersatzfreiheitsstrafe verschiebt sich, beck-aktuell Heute im Recht vom 28.08.2023, [https://rsw.beck.de/aktuell/daily/meldung/detail/reform-zur-halbierung-der-ersatzfreiheitsstrafe-tritt-spaeter-in-kraft-als-geplant-\(abgerufen-am-09.01.2025\)](https://rsw.beck.de/aktuell/daily/meldung/detail/reform-zur-halbierung-der-ersatzfreiheitsstrafe-tritt-spaeter-in-kraft-als-geplant-(abgerufen-am-09.01.2025)). Entwurf eines Gesetzes zur Überarbeitung des Sanktionenrechts — Ersatzfreiheitsstrafe, Strafzumessung, Auflagen und Weisungen sowie Unterbringung in einer Entziehungsanstalt (Gesetzentwurf der Bundesregierung) vom 06.03.2023, BT-Drucks. 20/5913 参照。

なお、ドイツでは、罰金刑につき、日数罰金制を採用しており、日数罰金制においては、日数と日額の2段階に分けて量刑を行い、両者を掛け合わせた金額が罰金額になる。日数の量定においては、行為者の経済事情を原則として除いた、あらゆる量刑事情が考慮され、一方、日額の量定においては、行為者の一身上及び経済上の関係が考慮される（平成12年版犯罪白書 第6編/第5章/第3節/1, https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/41/nfm/n_41_2_6_5_3_1.html）（最終閲覧2025年1月11日）。

⁷⁰ BT-Drucks. 20/5913, S.1. なお、ある分析（Rebecca Lobitz / Wolfgang Wirth (2018), Der Vollzug der Ersatzfreiheitsstrafe in Nordrhein-Westfalen, Eine empirische Aktenanalyse, Kriminologischer Dienst des Landes Nordrhein-Westfalen, Düsseldorf, https://www.justiz.nrw/Gerichte_Behoerden/landesjustizvollzugsdirektion/statistik_und_forschung/projekte_des_krimd/_2_54--2018_03_28-EFS_Abschlussbericht-Versandfassung-JM_Anlage-Bericht-Arbeitsgruppe1.pdf（abgerufen am 09.01.2025））によれば、ノルトライン・ヴェストファーレン州における2017年1月1日から同年3月13日までの期間に代替自由刑の執行を受けた1,015人のうち77%が失業中（うち、52%は長期失業中）であり、5人に1人は執行を受ける際、住居不定であった。また、Nicole Bögelein / Christoffer Glaubitz / Merten Neumann / Josefine Kamieth (2019), Bestandsaufnahme der ersatzfreiheitsstrafe in Mecklenburg-Vorpommern, Monatsschrift für Kriminologie Strafrechtsreform 102(4): 282-296, <https://doi.org/10.1515/mks-2019-2027>（abgerufen am 09.01.2025）によれば、メクレンブルク・フォアポメルン州においては、2014年から2017年までの間に代替自由刑の執行を受けた2,267人のうち、74.3%が失業中であった（Marisa Weinand / Barbara Horsten / Christian Steffan, Verkürzte Ersatzfreiheitsstrafe: Reform gelungen oder zu kurz gegriffen?, Forensische Psychiatrie, Psychologie, Kriminologie (2024) 18, S. 87 ff.）。

あり、その期間で真に更生することはできないと考えられる。むしろ、一度自由刑が執行されると、住居や仕事を失い、社会からの隔離されることになり、更生からかえって遠ざかることになる⁷¹。このような問題を回避するために、短期自由刑を科すよりも罰金刑を科すというのが法律の趣旨であり、判決を下す裁判所も、責任に見合った刑として、自由の剥奪ではなく、罰金刑を選択したのである。それにもかかわらず、罰金を払うことができない人に代替自由刑を科すのであれば、結局はせつかく回避したはずの社会からの隔離をもたらすことになり、罰金刑に科した意味がなくなるだろう⁷²。しかも、短期自由刑であれば、ドイツ刑法 5 7 条に残刑の執行猶予という規定があるが、通説では、代替自由刑についてはその特殊な性格ゆえ、この規定が適用されないのである⁷³。その結果、自由刑よりも軽いはずの罰金刑を科されたにもかかわらず、より大きな制裁が課されてしまうという問題が、改正を促すことになった⁷⁴。

次に、改正のもう一つの背景である代替自由刑を科される人数の増加について紹介する。ドイツで代替自由刑を科された人の数は、2003年から2010年までの年平均が3,848人だったのに対し、2011年から2019年の年平均は4,326人であった。これを特定の日の収容者数で比較すると、2003年3月31日に3,748人だったのが、2020年2月28日には4,773人に増加しており、実に27%増であった。他方で、罰金刑に処された人数は、2003年の50万7,068人から2019年の56万7,243人の12%にとどまっており、罰金刑の増加率に比して代替自由刑の増加率の方が高いことがわかる⁷⁵。これに対し、刑法導入法 (Einführungsgesetz zum Strafgesetzbuch) 293条によって委任されて各州の法規則で定められている、代替自由刑に代わる公益労働⁷⁶を行なった者は、2003年の3万5,

⁷¹ BT-Drucks. 20/5913, S.12.

⁷² 罰金を納付しないことに対する制裁のために、本来判決が不要とした自由刑に科すことは、責任に見合う場合にのみ正当されるのが原則であるが、通説は、そうはなっていないと批判する(Fischer-Kommentar, §43 StGB Rn.4)。

⁷³ BT-Drucks. 20/5913, S.37. ドイツ刑法 57 条によれば、言い渡された刑の3分の2(但し、最低でも2月)の執行を終えた場合で、一定の条件を満たすとき、その者の人格や執行猶予が与える効果等を考慮して、残刑の執行を猶予することができる。

⁷⁴ なお、ドイツ刑事訴訟法 459f 条は、裁判所は、代替自由刑の執行が言い渡された者にとって不当に過酷であるときには、執行しないことができることを規定している。不当に過酷であるとは、代替自由刑の執行が、刑罰の目的外の追加の過酷さを与える場合を意味し、この規定は狭く解釈されている (Fischer-Kommentar, §43 StGB Rn.10)。

⁷⁵ BT-Drucks. 20/5913, S.13.

⁷⁶ 刑法導入法 293 条は、州政府は、執行機関が、刑法 43 条の代替自由刑の執行を自由労働に転換することができることを法規則で規定することができることと定めるとし(同条1項)、罰金刑の言渡しを受けた者が自由労働をした場合、代替自由刑は受け終わったもの

674人から2019年には2万1,147人になっており、40%余り減少していた。全ての罰金刑に科された者のうち、公益労働を行なった割合も、2004年の6.15%から2019年の3.58%まで減っており、代替自由刑を回避することができた人の数は減少していた⁷⁷。

このように、弊害のある代替自由刑を科される人数や割合が増加していることが問題となっていた⁷⁸。しかし、最終的な改正においては、代替自由刑には、効果的に罰金を支払わせるために心理的圧迫を加える方法としての意味があるとされた。多くの罰金事案では、罰金を支払いたくない者が、罰金刑が代替自由刑に代替される直前あるいは刑の執行が開始されてから罰金を支払うのである⁷⁹。代替自由刑を受ける人は、通常、最低生活費よりも高い収入があり、本当に支払能力がなくて代替自由刑を科されているわけではない。一方で、本当に貧しくて支払えない場合でも、犯罪を行なったにもかかわらず制裁を課すことを諦めることは正当化されない。このような現状を踏まえると、代替自由刑を科されるという心理的圧迫がなければ、罰金を支払うことができるのに単に支払いたくない人の数を増やすだけであり、刑法の本来の機能が果たされなくなることが懸念された⁸⁰。その結果、代替自由刑を実際に科すことには問題があ

とされる（同条2項）。法規則において、代替自由刑1日当たりの労働時間が規定される（同条3項）。また、労働は、無償でなければならぬため、収益を得る経済目的のものであってはならない。一部の代替自由刑のみ公益労働に転換したときは、罰金刑の一部が残っているときと同じように、残りを執行することができる（Fischer-Kommentar, §43 StGB Rn. 9）。

⁷⁷ 公益労働を代替自由刑に代えることの活用については、法務大臣会議が設置した2019年連邦・州ワーキンググループが、公益労働によって1日ずつ代替自由刑を償却する「日ごとモデル」を推奨しており、パーデン・ヴェルテンベルク州では、2021年に「償却に関する規則」が改正され、日ごとモデルに基づく償却が可能になっている。他にも同ワーキンググループによる報告書においては、代替自由刑の執行をできるだけ減らすために、罰金刑に処された人に対する支援策、すなわち、罰金刑の執行の流れについて母国語で説明すること、分割払いの申請や合意をする際の補助、公益労働への変更する可能性の拡充に至るまでの情報提供を充実させることなどが推奨された。

⁷⁸ 代替自由刑の執行は、州予算に莫大なコストをかけさせていた。2019年には、1日当たり約54万5,000ユーロがかかっており、その年は年間約2億ユーロを計上した。換算率が半分になったとしても、執行にかかるコストの多くは拘束期間とは関係なく、収容受入れと釈放の際のコストに関係しているため、半分になることはないと思込まれる（Marisa Weinand / Barbara Horsten / Christian Steffan, Verkürzte Ersatzfreiheitsstrafe: Reform gelungen oder zu kurz gegriffen?, Forensische Psychiatrie, Psychologie, Kriminologie (2024) 18, S.88）。

⁷⁹ 2018年のノルトライン・ヴェストファーレン州においては、拘禁開始後に50%近くが自らの金で罰金を支払ったか（47.1%）、分割払いの合意がなされたか（1.8%）、あるいはその両方（0.5%）であり、合計で拘禁期間の63%は執行されていなかった。

⁸⁰ スウェーデンでは、明らかに支払う意思がない者にだけ代替自由刑を科すこととされていたため、2015年には4件しか代替自由刑が科されなかった。その結果、2015年に罰

るが、罰金を支払うよう心理的圧迫を加える手段あるいは執行の最終手段として維持されるべきとされた⁸¹。

(2) 法改正の内容

以上の状況を踏まえ、ドイツでは 2023 年に法改正が実現した。主たる改正は、罰金から代替自由刑への換算率について、これまで日数罰金：代替自由刑が 1：1 であったところ、その比率が 2：1 に変更されたことである⁸²。換算率の変更にあたっては、これまでの自由刑 1 日は、1 日の収入に値する罰金を科すよりも明らかに重かったことが指摘された。日数罰金額は、その人が 1 日でどれだけ稼ぐことができるかを基礎としているが、(週末や祝日・休暇を含めて) 1 日につき 4 時間から 6 時間働くことと、2 4 時間の自由刑に処されることは、釣り合わないといえる。しかも、単なる自由の剥奪ではなく、雇用関係を失い、定期的な収入を長期に渡り失うことになるのである。代替自由刑は、罰金の「代わりの害悪」ではなく、もはや「追加の害悪」となってしまう⁸³。そこで、代替自由刑の期間がこれまでよりも半分に減るように改正された。これにより、社会から隔離される期間は短くなり、代替自由刑の意味は、刑事施設に収容することではなく、代替自由刑にならないように心理的圧迫を加える手段として機能する方に重点を置かれることになった。今回の改正は、代替自由刑が必要な制裁の重さに適合するように、具体的な統計をもとに、換算率を変更したものとして一定の評価をすることができるだろう⁸⁴。

2. 法改正に対する批判

しかしながら、今般の改正については、本来、望ましくないとされていた代替刑という名の短期自由刑を維持することになったのであるから、批判も根強

金刑に科された者のうち、41.4%が支払われないまま 2020 年に時効となり、何の制裁も受けないこととなった。ドイツは、このような制裁が課されなくなる状況は回避すべきであると考えたようである。なお、スウェーデンは、2021 年 1 月 1 日より、未納の罰金を代替自由刑に代える取り扱いを広げている (BT-Drucks. 20/5913, S.12)。

⁸¹ BT-Drucks. 20/5913, S.13.

⁸² オーストリアやスペインにおいても、罰金と代替自由刑の換算率は、2:1 である (BT-Drucks. 20/5913, S.36)。

⁸³ BT-Drucks. 20/5913, S.36.

⁸⁴ なお、2:1 という換算率については批判もある。例えば、3 月の自由刑であれば、基本的に 3 か月間執行されなければならないのに対し、90 日間の日数罰金を言い渡された者は、半分の 45 日間しか刑事施設に入らなくてよいのは、制裁の不公平さを招くというのである。しかし、そもそも罰金刑と自由刑を同列に論じることの誤りが指摘されている。ドイツ刑法 47 条は、6 月未満の自由刑のときは、罰金刑を科すことを優先しており、短期自由刑を科すこと自体を例外としているなど、罰金刑と自由刑は異なる位置付けである。

い⁸⁵。すなわち、代替自由刑が不公正なものであるという批判は、換算率の問題ではなく、原理原則に反することに向けられたものなのである⁸⁶。特に、代替自由刑は、罰金を払うことが可能な人たちよりも、社会的な問題、健康上の問題を抱えているような貧しい人たちのことをより厳しく罰する結果となる⁸⁷。代替自由刑により、職業的・社会的な環境から引き離すことにより、その先の人生を送る上で過酷なスティグマを与えることになるのである⁸⁸。しかも、その刑期の短さから、積極的な特別予防あるいは教育効果がほとんど望めない。このような理由から、代替自由刑は、公平・公正の観点から問題があり、特別予防の観点からいっても、ほとんど正当化する余地がないと批判されている。

そのため、ドイツでは、更なる改正提案や代替自由刑自体の廃止論も多くみられる⁸⁹。まず、代替自由刑が必要になる状況をなくすためには、罰金の未納を減らす必要がある。そこで、罰金に値するような犯罪の中でも軽い犯罪については、端的に非犯罪化することが提案されている。例えば、金銭的な問題を抱えている人が無賃乗車するような場合（ドイツ刑法265条aに当たる事案）について、秩序違反に対する過料を科すことでも十分ではないかとされる⁹⁰。また、罰金額の算定の仕方についても、支払い可能な額となるように改正することが考えられる。収入について具体的に調査をした上で、収入がない人については日数罰金額を1日あたり1-2ユーロにすることも考えられるだろう⁹¹。さらに、代替自由刑が公判廷外で科されることについても、言渡しを受ける人の聴聞手続を義務付けることによって適用を減らすことなど、手続法の改正も必要であるとされる⁹²。ほかにも、現在、刑法導入法293条において、州規則で規定されている代替自由刑に代わる公益労働につき、代替刑よりも公益労働が優先することとし、そのことを法律で明記すべきであるという見解もある⁹³。

⁸⁵ Johannes Kasper, Die Reform der Ersatzfreiheitsstrafe gem. § 43 StGB aus straftheoretischer Sicht, GA 8/2023, S. 423 ff, Weinand et al. (a. a. O. 78), S. 88.

⁸⁶ Fischer-Kommentar, §43 StGB Rn.4a.

⁸⁷ 実務上は、罰金刑が科される軽い罪（一部、中程度の重さの罪）のほとんどは、そもそも量刑の幅の中でも最も軽い罰金が科されているため、換算率の変更は、代替自由刑を半分（又は3分の1など）にするのではなく、むしろ言い渡す日数罰金を増加させることにつながり得るとの懸念がある（Fischer-Kommentar, §43 StGB Rn.4c）。

⁸⁸ Kasper, a. a. O. (Fn. 85), S. 426.

⁸⁹ Kasper, a. a. O. (Fn. 85), S. 432 ff.

⁹⁰ Kasper, a. a. O. (Fn. 85), S. 426 f. Elisabeth Faltinat, Charlotte Schmitt-Leonardy, Wir brauchen eine grundlegende Reform unseres Geldstrafensystems, FAZ Einspruch vom 20.9.2024, <https://www.faz.net/einspruch/wir-brauchen-eine-grundlegende-reform-unseres-geldstrafensystems-19932063.html> (abgerufen am 09.01.2025).

⁹¹ Kasper, a. a. O. (Fn. 85), S. 427 ff. 現状では、収入がない人に対しても、日数罰金額は10-15ユーロとなっている。

⁹² Kasper, a. a. O. (Fn. 85), S. 429 f.

⁹³ Kasper, a. a. O. (Fn. 85), S. 430 ff.

以上のとおり、ドイツでは、代替自由刑の弊害を減らすための改正がなされたが、代替自由刑の実施をできるだけ減らすために、代替自由刑の廃止も含め、罰金刑の体系そのものの見直しがおも議論されている。このことは、日本の労役場留置のあり方を検討する上でも大いに参考になるだろう。

第 2 欧州各国の日数罰金制とその執行に関する紹介

1. ドイツ法以外について (2020年公表)

ドイツ法以外については、フェア・トライアル (Fair Trials) という組織⁹⁴が、ドイツ法以外の⁹⁵、ヨーロッパ刑事司法における日数罰金制とその執行方法等に関する概説を、“Day Fines Systems: Lessons from Global Practice” (『日数罰金制: 世界的な実践からのレッスン』⁹⁶。以下、単に『日数罰金制』という。)として公表している。2020年のものであるため、若干古いですが、これをもとに、いくつかのヨーロッパ諸国での罰金制度とその執行方法について、簡単に言及したい⁹⁷。

2. フィンランド法⁹⁸

フィンランドは、ヨーロッパ諸国で最も古い1921年に日数罰金制を導入した。罰金はフィンランドにおける6段階の刑罰のうち3番目に軽く、不起訴、宣告猶予の次に位置付けられる。罰金不払いに対しては、拘禁することができるが、日数罰金における3日分を1日の収監とする。公判手続を経て科された罰金刑についてのみ可能で、略式起訴に対してはできない。罰金の不払いに対する拘禁の代わりに、社会作業を科すこともできる。フィンランドでは8か月以下の拘禁刑が社会作業に転換できるため、實際上、不払いに対する拘禁はかなり珍しいことを意味する。不払いに対する拘禁は、最短4日から最長60日が科される。

⁹⁴ <https://www.fairtrials.org/> (最終閲覧 2025 年 1 月 11 日) 参照。

⁹⁵ なぜドイツ法が除外されているかという点、ハーバード大学の CJPP (刑事司法政策プログラム) 主催の『より公平な罰金の制限: ドイツからのレッスン』を踏まえて、あえてドイツ以外の他のヨーロッパ諸国における日数罰金制等を紹介することになっているからである。

⁹⁶ <https://www.fairtrials.org/articles/publications/day-fines-systems-lessons-from-global-practice/> (最終閲覧 2025 年 1 月 11 日)。

<https://www.fairtrials.org/app/uploads/2021/11/day-fines.pdf> (最終閲覧 2025 年 1 月 11 日) (2020 年 6 月 29 日公開) (以下、「Fair Trials」として引用する。)

⁹⁷ なお、筆者らの能力的・時間的な制約により、以下で紹介する各国のその後の状況については把握できていない。本稿は精密な外国法の検討というよりも、罰金刑と労役場留置をめぐる問題点を検討するというものであるため、その点についてはご容赦いただきたい。

⁹⁸ Fair Trials, p.14 以下。

3. スペイン法⁹⁹

スペインには、日数罰金と、より使用頻度の少ない比例罰金 **proportional fine**（行為者によって引き起こされた損害に比例して定立される）がある。支払能力を決定する基準はなく、裁判所は裁量に基づき単位と日数を決定するが、支払能力は本案審理でなされ、弁護人による援助を受ける権利がある。罰金の不払いに対する執行は裁判所が行い、不払いの日数2日当たり1日の拘禁を刑法で定めている。執行行為に対しては上訴ができ、執行裁判所は被告人の経済状況の変化に応じて罰金額を減らすことができる。被告人は、日数罰金を払えない場合でも、支払不能である限り収監されない「支払不能宣告」を求めることができる。裁判所は、拘禁と同じ比率である罰金2日当たり1日の社会作業に置き換えることに同意できる。

4. スウェーデン法¹⁰⁰

スウェーデンは、被告人の貧富に対する公平な量刑を担保するために、1927年から世界で最も古くから日数罰金を用いている国の一つである。罰金を言い渡された人は、その家で警察から支払いカードを渡され、この段階では分割払い、支払猶予、支払延期を求めることはできない。判決が法的拘束力を持つようになってから30日以内の支払がないと督促状が渡され、その後2週間以内に罰金が支払われないと自動的に執行機関に移行する。このときには追加の費用が加えられ得る。被告人が罰金を支払えないと、執行機関に連絡をすることができ、支払延期、支払計画の策定や、失業や病気のような状況による執行終了を執行機関はすることができる。ただ、被告人が自発的に支払いを怠っているとされた場合、司法機関ではなく税務機関を通じて、財産や賃金の差押えが執られ得る。実務的には、未払い罰金は不払いの5年後に免除される。理論的には、検察の申立てにより、14日から3か月の拘禁に換えることができるが、これは例外的で、検察官が被告人において支払手段があるにもかかわらず意図的に支払いを避けており、かつ、刑罰がなければ法確証が害されるとみられた場合に限って行うことができ、裁判所によって命じられなければならない。實際上、これはほぼ用いられていない。

5. オーストリア法¹⁰¹

オーストリアは、ドイツに類似しているが、軽微な犯罪に対する拘禁刑を避けるために、2008年に不払いに対する拘禁に代わる社会作業を導入したり、

⁹⁹ Fair Trials, p.16 以下。

¹⁰⁰ Fair Trials, p.19 以下。

¹⁰¹ Fair Trials, p.21 以下。

2015年に罰金に対する短期拘禁の可能性を避けるために日数罰金を明確化したりする改正をした。インタビューしたオーストリアの弁護士によると、日数罰金は「労働者に対する刑罰」と言われており、本当に貧しい人には適切に用いられておらず、不払いによる拘禁の統計は体系的に収集されていないようであった。拘禁は罰金2日分当たり1日で、その前に日数に応じた延期期間を求めることができる。

6. フランス法¹⁰²

フランスは、日数罰金を軽罪における拘禁刑の代わりとして1983年に採用したが、固定罰金が原則であるため、比較的使われていない。収入と信用の証明責任は被告人が負う。罰金不払いの場合、執行官から通知が渡され、財産や賃金の差押えが可能となる。罰金不払いを理由に被告人を逮捕することも可能で、刑罰調整のために、指定裁判官が罰金額の減額、延期期間、支払計画又は拘禁を決める。例外的な事案では、検察官が被告人の支払不能を宣言し、拘禁や更なる支払いを求めないことができる。司法省によると日数罰金の不払いにより拘禁される人は非常に少なく、財産差押えが一般的である。

7. ハンガリー法¹⁰³

ハンガリーは、量刑の比例性と効率性向上のため1978年に日数罰金制を採用した。支払能力に関する上訴はできないが、状況変化を立証すれば、1年間（軽罪は6か月間）の支払延期ができる。不払いに対しては、不払い日数に応じた日数を拘禁する。罰金の一部のみを支払うことを裁判官が認めることもでき、罰金を減額する潜在的なメカニズムが存在する。

8. ポーランド法¹⁰⁴

ポーランドは、1997年に日数罰金制を採用した。最近の罰金不払いのために拘禁するに至った者の数は不明であるが、2012年度の刑事収容に関する司法省のデータによれば、罰金不払いによる拘禁は刑事収容総数の5.52%と報告されている。不払いの場合、裁判所の執行官が執行行為を執り行う。執行は事前通告なく行える。裁判所は、回収が不可能な場合、全額支払いの延期又は減額をする権限を有するし、支払計画と延期の両方を用いることができる。直ちに執行することが被告又はその家族に危害を加える結果となる場合には、裁判所は1年間（場合によっては延長も可能）の支払計画を立てることができ

¹⁰² Fair Trials, p.25 以下。

¹⁰³ Fair Trials, p.26 以下。

¹⁰⁴ Fair Trials, p.28 以下。

る。支払不能の場合、罰金の代わりに社会作業が科され得る。被告人が社会作業に合意しない場合、社会作業を実行しなかった場合又は何らかの理由で社会作業ができない場合、拘禁が科され得る。社会作業又は拘禁に関する裁判所の決定に対しては異議申立てができる。

9. ポルトガル法¹⁰⁵

ポルトガルにおける日数罰金制は、1995年の制定から2018年までに343人（有罪判決者は28万6637人）にしか用いられていない。罰金を払わない場合には、拘禁されることになるが、単に支払いたくないのではなく、支払うことができないと宣告を受けた場合、3年間の猶予を受けられる。拘禁への転換は通常、通告で行われるが、公判が開かれることもある。

10. イングランド及びウェールズの単位罰金制¹⁰⁶

イングランド及びウェールズは単位罰金制を採用したが、その後、治安判事及び公衆にとって不評であったため廃止された。例えば、二人の男性の喧嘩で、同じ行為であったにもかかわらず、その収入に応じて、片方は640ポンド、もう片方は64ポンドに罰せられこともあることが不公平とされた。廃止される前の単位罰金制は、従来からの犯罪の重大性のカテゴリーに沿って、例えば、レベル1の犯罪は2単位、レベル2の犯罪は5単位、レベル3の犯罪は10単位、レベル4の犯罪は25単位、レベル5の犯罪又は法定上限の犯罪は50単位のように決められていた。単位と収入等を掛け合わせて具体的な罰金額が定められることとなる。しかし、罰金額と拘禁量刑は互換的ではなく、罰金不払いに対しては、2単位以下の場合最大7日間、2単位超で5単位以下の場合最大14日間、5単位超で10単位以下の場合最大28日間、10単位超で25単位以下の場合最大45日間、25単位超の場合最大3か月間の拘禁が可能であるようになっていた。

11. 各国のまとめ¹⁰⁷（特に徴収について）

最も進歩的とされることの多いヨーロッパの法域においても、罰金不払いに対する拘禁は徴収メカニズムとしては原理的に存在している。また、罰金不払いのために拘禁された人の人数を、上記の国の全てにおいて適切に把握されていたわけではない。法域を問わず実務家の多くは、支払えないのではなく、支払いたくない被告人にのみ拘禁は使われているという見解を示すが、これが事

¹⁰⁵ Fair Trials, p.29 以下。

¹⁰⁶ Fair Trials, p.30 以下。

¹⁰⁷ Fair Trials, p.34 以下。

実に即しているかは明らかでない。支払計画の延期ができるかは個々の裁判官の裁量に大きく依拠し、司法文化に依拠していることを示唆しているうえに、差押えといった支払を強制する私法的手段の実務運用は研究が十分に無く、理論化も不十分である¹⁰⁸。

罰金不払いに対する拘禁は法域ごとに非常に異なり、かつ、資料は乏しいが、スウェーデン（及びフィンランドも）の経験は不払いに対する拘禁に頼らずに日数罰金の適切な運用が可能であることを示唆している。貧困な被告人に対するガイドラインはないものの、実務的には、無職の人に対して、裁判所に対して、延期、無利子の支払計画、コミュニティサービス、又は一部の法域では徴収の放棄を求めることができる。日数罰金が確立されているシステムでは、低いレベルの犯罪の非犯罪化、及び、拘禁を減らすために、拘禁に代わる手段（例えば、宣告猶予、条件付き釈放、家庭内拘禁など）を導入している。

終 章 労役場留置に関する提言

第 1 労役場留置に関する分析のまとめ

外国法での議論も踏まえつつ、わが国における罰金刑とそれに対する労役場留置についてのあり方について、最後に検討する。

まず、罰金刑そのものの廃止は、現実的でないであろう。自由刑に代わる刑罰として広く用いられており、平等性や一身専属性の欠如などの問題はあるものの、これはそのまま存続するものとして検討すべきであろう。これらの方法の確保として、日数罰金制の導入も検討すべきかもしれない。

他方で、労役場留置については、換刑処分か、罰金刑の特別な執行方法かの性質の議論はあるものの、いずれにせよ、1日当たりの換算数を出した上で、一定期間、労役場に留置し自由を奪うということには変わりない。そのような短期自由刑の弊害に着目をして、労役場留置を完全に廃止するというのも一つの方法と考えられる。その一方で、罰金刑の不払いに対して、労役場に留置することにより、刑罰が貫徹されたと評価できる面がないではない。

しかし、外国法をみると、罰金刑についての猶予や分割払い、さらには支払不能宣言による支払免脱を可能とするなど、少なくとも罰金刑については、貫徹が必ずしも求められているわけではないことが窺える。

そもそも、現状の日本での労役場留置の実態をみると、そこまで刑罰の貫徹が求められている状況とはいえないように思われる。労役場留置率でみると、

¹⁰⁸ 以上、Fair Trials, p.11 参照。

1. 7、1. 8%に過ぎず、残りの多くの罰金は、徴収ができていないことになる。その意味で、これまでみてきた労役場留置は、2%にも満たない罰金受刑者についての極めて限定的な場面ということになるからである（なお、世界的にみても、徴収率は高いことが窺える。）。

第2 労役場留置者に関する場合分け

他方で、このような極めて限定的な場面であっても、労役場留置が用いられている状況にあるため、用いられている場面につき、場合分けを行ったうえで、短期自由刑の弊害を避けるための方策について検討する。

（1）サンドイッチ労役となる労役場留置者について

まず、懲役刑等の自由刑が執行されている間に労役場留置が行われる「サンドイッチ労役」についてである。これは、罰金刑の時効が3年で、懲役刑等が3年以上に及ぶ場合には罰金刑の時効を迎えかねないことを理由に行われる。これについては、刑法34条2項「拘禁刑、罰金、拘留及び科料の時効は、刑の言渡しを受けた者が国外にいる場合には、その国外にいる期間は、進行しない。」とあるのであるから、例えば、これに加えて、「3 罰金及び科料の言渡しを受けた者が拘禁刑の執行により刑事施設に収容されている場合についても、前項と同様とする。」と新しい項を追加するなどとして、時効の停止の規定を設けることによって、解消することができる。これにより、矯正指導等が中断することもなくなり、釈放後に、罰金を支払うべきことになる。これにより、「サンドイッチ労役」というものはなくなり、社会にいる者に対する罰金刑に対する執行の問題に基本的に¹⁰⁹純化させられることになる。

（2）サンドイッチ労役以外の労役場留置者について

次に、罰金刑の非一身専属性からすると、社会的なつながりがある限り、知人や金融機関から借りて支払うということ是可以する。そのような中で、労役場留置1件当たりの罰金額が概ね50万円程度に収束していることからすると、50万円程度の罰金を、社会的なつながりなどもないために支払えず、あるいは、そもそも支払う意思すら持てない者が、労役場留置になっている可能性が高い。そのような者については、「労役場留置の威嚇的效果」というものがそもそも機能し得ない者ということができよう。そのような者たちに対してまで、

¹⁰⁹ 厳密には、無期刑に処せられた者に罰金が併科された場合の執行は問題となるが、時効停止のためだけに、労役場留置をするという本末転倒な事態は避けるべきであろう。

極めて単純な作業をさせるために、国家が費用をかけて刑事施設に附置された、といっても実質的には刑事施設内の労役場に留置をする必要があるのかは疑問なしとしない。労役場留置者の作業によって得られる収入とその執行に係る費用とは全く見合わず(序章参照)、さらに短期自由刑の抱える不利益を労役場留置者は負うことになる。そうであるならば、労役場留置とするよりも、社会復帰支援と併せて、協力雇用主の下で勤務をさせ、給与のうちの一部を罰金に充てるなどの制度とする方が、労働力不足となっているわが国にとって良い制度といえよう。欧州諸国においても、罰金の不払いに対する拘禁の代わりに社会作業を行わせることを認めている法域も多い。わが国においても、既に、道路交通法 108 条の第 1 項 1 3 号、道路交通法施行規則 38 条 1 3 項に定める違反者講習に対して、社会参加活動の実施を選択的に行わせることができるものとなっている。そこでの社会参加活動の具体的な内容としては、「(1) 交差点、横断歩道等における歩行者の安全通行のための通行補助誘導 (2) 交通安全の呼び掛け、交通安全チラシの配布等の広報啓発 (3) 交通安全チラシ、ポスター等の作成 (4) 通学路の点検等道路上の危険個所の点検 (5) カーブミラー、標識、道路等の清掃 (6) 放置自転車の整理、撤去の補助 (7) 放置駐車車両に対する警告書のはり付け」など¹¹⁰である。道路交通法において規定できる事項が刑罰において規定できない理由もなく、このような社会参加活動を行うことにより、労役場留置とならないようにする処置を設けることが考えられる。

さらに、そのような社会参加活動自体を行えないような者についても、極めて単純な作業を行わせるために労役場留置をすることが刑罰として適切かは改めて疑問がある。労役場留置についても、刑法 30 条に「1 拘留に処せられた者は、情状により、いつでも、行政官庁の処分によって仮に出場を許すことができる。2 罰金又は料金を完納することができないため留置された者も、前項と同様とする。」と規定される仮出場を活用するなどして、社会生活の立直しを可能とするか、拘禁刑同様に、改善更生に向けた処遇を短期間ながらも最低限受けられるようにすべきものと考えられる。

第 3 拘禁刑改正と作業報奨金のあり方

「サンドイッチ労役」を無くし、社会での罰金の支払が可能かの問題に純化させていった場合、刑務所や労役場留置からの出所時にどれだけの金員を持って出所できるかの作業報奨金が問題となる。

¹¹⁰ 「違反者講習における社会参加活動実施要領の制定について(平成 10 年 9 月 30 日例規第 35 号)」参照。

作業報奨金の性質や金額がそもそも適正なのかといった問題については、本稿で扱うものではないが、今般の法改正により、懲役刑・禁錮刑から拘禁刑となり、教育や社会復帰支援に力を入れることになることに対して、作業報奨金は作業をしていない人には支払えないので、教育だけ受けている人については、作業報奨金は貰えないということになりかねない。このことは、労役場留置者に対する教育や社会復帰支援を行うようにした場合も同様である。

前記最決令和4年が述べたように、作業報奨金は「作業を奨励して受刑者の勤労意欲を高めるとともに受刑者の釈放後の当座の生活費等に充てる資金を確保すること等を通じて、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資することを目的とする」ということを前提とし（作業に対する対価ではない。）、かつ現在の極めて些少な金額を維持するのであれば、教育や社会復帰といった指導を真面目に受けた者についても、「当座の生活費等に充てる資金を確保すること等を通じて、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資する」ために給付すべきであろう。

第4 存在するが実質的に廃止されている労役場留置へ

最終的には、労役場留置を廃止すべきということも考えられる。

この点に関して、スウェーデンにおいては、罰金刑の不払いに対する拘禁刑は事実上の廃止にあるという¹¹¹。

わが国においても、徴収率が極めて高く、用いられている場合も極めて限定的であることからして、労役場留置の威嚇的效果のために、労役場留置という制度自体は残しておきつつも、労役場留置に代わる罰金徴収に関する制度を整備することにより、労役場留置としては、事実上廃止されているような運用がなされるようにすべきであると考えられる。

新たな拘禁刑制度が始まることを契機に、労役場留置についても罰金刑のあり方に立ち返った根本的な見直しが必要である。本稿がそのための一助になれば幸いである。

以上

¹¹¹ 永田憲史「ハンス・ヴーン・フーフエル『スウェーデンにおける罰金刑の不払いに対する拘禁刑』関法55巻6号（2006）201頁以下。

おかもと ひろあき (弁護士)

かみや たつみつ (弁護士)

しんどう ひろと (弁護士)

すぎやま ひろあき (弁護士)

やまなか じゅんこ (本学法学部准教授)

